

独立行政法人農林漁業信用基金の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

評価指標欄の記号はそれぞれ、◎大項目、○中項目、□小項目である。

中期目標項目	中期計画項目	評価指標	事業報告及び特記事項	評価
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 信用基金は、農林漁業金融政策の一環として、農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）が行う債務の保証についての保険、林業者等の融資機関からの借入れに係る債務の保証等を行うことにより、農林漁業者の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にして農林漁業の健全な発展に資することを目的とするものである。</p> <p>また、自然災害や不慮の事故による損失を補填することにより農漁業経営の安定に資する災害補償制度の一環として、共済団体等に対して共済金等の支払に必要な資金の貸付けを行っている。</p> <p>信用基金がその役割を的確に果たすには、多岐にわたる業務を一体的に運営し、一つの法人として、効率的な業務運営体制を確立することが必要不可欠である。このことは、第4で定める信用基金の財務内容の改善にも資するものである。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>◎第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>中項目の総数 : 6 評価Sの指標数 : × 3点 = 点 評価Aの指標数 : 6 × 2点 = 12点 評価Bの指標数 : × 1点 = 点 評価Cの指標数 : × 0点 = 点 評価Dの指標数 : × -1点 = 点 合計 12点 (12 / 12 = 100%)</p> </div>	<p>A</p>

<p>このため、信用基金は、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。</p>																												
<p>1 事業費の削減・効率化 事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）については、中期目標の期間中に、平成14年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>1 事業費の削減・効率化 事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）について、その支出の要否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成14年度比で5%以上削減する。</p>	<p>○ 1 事業費の削減・効率化</p> <p>【中期目標終了時の評価】 □ (1) 事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）について、14年度予算対比の削減度合 A：達成度合が100%以上であった B：達成度合が70%以上100%未満であった C：達成度合が70%未満であった</p> <p>〔平成15年度～18年度までの指標〕 平成15年度=5%×0.5/4.5 平成16年度=5%×1.5/4.5 平成17年度=5%×2.5/4.5 平成18年度=5%×3.5/4.5 A：達成度合が90%以上であった B：達成度合が50%以上90%未満であった C：達成度合が50%未満であった</p> <p>〔平成19年度の指標〕 平成19年度=5%×4.5/4.5（平成19年度の指標は、削減数値が確実に達成されたか否かを判断するため、達成度合は、Aが100%以上、</p>	<p>指標の総数：4 評価Sの指標数：×3点=点 評価Aの指標数：4×2点=8点 評価Bの指標数：×1点=点 評価Cの指標数：×0点=点 評価Dの指標数：×-1点=点 合計：8点 (8/8=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 ○ 中期目標期間中の事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）及び14年度予算額に対する削減率は、次表のとおりである。 (14年度予算額110,109百万円（14年度決算額77,211百万円）) (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1160 694 1971 954"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>決算額</th> <th>14年度予算額に対する削減率</th> <th>(参考) 14年度決算額に対する削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>34,614</td> <td>△37.1%</td> <td>△10.3%</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>63,098</td> <td>△42.7%</td> <td>△18.3%</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>74,511</td> <td>△32.3%</td> <td>△3.5%</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>65,541</td> <td>△40.5%</td> <td>△15.1%</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>76,397</td> <td>△30.6%</td> <td>△1.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 15年度の削減率については、15年度の決算額が下半期の金額であるため、14年度予算額及び14年度決算額に1/2を乗じて算出した。</p> <p>○ 削減要因としては、 ① 保険事業費（農業・漁業の保険金等）及び保証事業費（林業の代位弁済費等）が、それぞれ14年度予算対比で減少したこと。 ② 事業費の大宗を占める貸付事業費については、農業・漁業の低利資金、林業の推進資金に係る貸付が、長引く低金利情勢により有利性が薄れたこと等を反映して、14年度予算対比で減少したこと。 が挙げられる。</p>	年度	決算額	14年度予算額に対する削減率	(参考) 14年度決算額に対する削減率	15	34,614	△37.1%	△10.3%	16	63,098	△42.7%	△18.3%	17	74,511	△32.3%	△3.5%	18	65,541	△40.5%	△15.1%	19	76,397	△30.6%	△1.1%	<p>A</p> <p>A</p> <p>各事業年度評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A</p>
年度	決算額	14年度予算額に対する削減率	(参考) 14年度決算額に対する削減率																									
15	34,614	△37.1%	△10.3%																									
16	63,098	△42.7%	△18.3%																									
17	74,511	△32.3%	△3.5%																									
18	65,541	△40.5%	△15.1%																									
19	76,397	△30.6%	△1.1%																									

Bが70%以上100%未満、Cが70%未満とする。)
削減割合の算出に当たっては、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けた場合、又は、業務の進行状況等に関する自己評価を勘案した上で、見直すものとする。

□(2) 事業費の削減に向けての努力
A：努力は十分であった
B：努力はやや不十分であった
C：努力は不十分であった

□(3) 極力有利な条件での借入れ等による借入金利息削減
A：実施した
B：一部実施できなかった
C：実施できなかった
(注) 民間の金利水準を勘案して判定するものとする。

○ 事業費の削減に直接つながる取組として、①長期借入れに係る借入金利息の縮減、②サービスの選定等に当たっての費用対効果への配慮を(3)、(4)のとおり実施した。

○ さらに、代位弁済額や支払保険金の抑制に向けての取組として、信用基金が保証契約の当事者となる林業信用保証業務においては、審査協議会において協議を行うなど厳正な保証審査を行うことにより代位弁済の抑制に努めているところである。
基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、基金協会との情報の共有に努めるとともに、基金協会の審査の精度の向上に資するよう、大口保険引受及び大口保険金請求に関して基金協会との事前協議を徹底することで、保険事故の発生抑制に取り組んだ。
特に、平成19年度から、農業信用保険業務においては畜特資金、負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金について、漁業信用保険業務においては借替緊急融資資金について、大口保険引受に係る事前協議の対象額を従前の2分の1に引き下げ、事前協議の対象範囲の拡大等を行った。また、農業信用保険業務においては、負債整理資金である畜特資金・負担軽減支援資金について部分保証を導入した。

○ 林業信用保証業務における農林漁業金融公庫に対する資金寄託業務の財源として、中期目標期間中に、次表のとおり長期借入れを行った。
借入れにあたっては、平成16年度までは、融資機関との交渉により借入条件を決定する方法により行っていたが、一層の事業費の節減につながるよう平成17年度以降は一般競争入札を実施した。

(単位：百万円)

年度	借入時期	借入金額	借入利率	(参考)	
				国債利率(5年)	長プラ利率
15	15年10月	1,996	0.859%	0.409%	1.65%
16	16年6月	575	1.227%	0.777%	1.90%
	16年10月	2,268	0.930%	0.480%	1.70%
17	17年6月	972	0.320%	0.319%	1.50%

19年度
A

A

各事業
年度
評価

16年度

A

17年度

A

18年度

A

19年度

A

A

各事業
年度
評価

15年度

A

16年度

A

17年度

A

		<p>□(4) サービスの選定等に当たっての求償権回収に係る費用対効果への配慮 A：検討した C：検討しなかった (注) 回収実績を勘案して判定するものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="1164 151 1993 295"> <tr> <td></td> <td>17年10月</td> <td>1,982</td> <td>0.637%</td> <td>0.624%</td> <td>1.80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">18</td> <td>18年6月</td> <td>768</td> <td>1.318%</td> <td>1.299%</td> <td>2.50%</td> </tr> <tr> <td>18年10月</td> <td>1,407</td> <td>1.246%</td> <td>1.012%</td> <td>2.35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">19</td> <td>19年6月</td> <td>1,808</td> <td>1.322%</td> <td>1.246%</td> <td>2.25%</td> </tr> <tr> <td>19年10月</td> <td>3,766</td> <td>1.295%</td> <td>1.130%</td> <td>2.25%</td> </tr> </table> <p>○ サービスへの委託に当たっては、全国的に事業実施していること、同様の債権についての取扱実績、回収手法、回収姿勢及び経費負担等を考慮して、サービスを選定（平成19年11月の選定に当たっては企画競争を実施）するとともに、委託費の支払いについては回収実績の一定の割合を支払う方法とし、費用対効果に配慮した。 中期目標期間中のサービスによる回収額、支払った委託経費の実績額は次表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1153 606 1870 694"> <tr> <td>年度</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>回収額</td> <td>35</td> <td>85</td> <td>108</td> <td>66</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>委託経費</td> <td>6</td> <td>39</td> <td>47</td> <td>23</td> <td>24</td> </tr> </table>		17年10月	1,982	0.637%	0.624%	1.80%	18	18年6月	768	1.318%	1.299%	2.50%	18年10月	1,407	1.246%	1.012%	2.35%	19	19年6月	1,808	1.322%	1.246%	2.25%	19年10月	3,766	1.295%	1.130%	2.25%	年度	15	16	17	18	19	回収額	35	85	108	66	82	委託経費	6	39	47	23	24	<p>18年度 A 19年度 A</p> <p>A 各事業年度評価</p> <p>15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>
	17年10月	1,982	0.637%	0.624%	1.80%																																													
18	18年6月	768	1.318%	1.299%	2.50%																																													
	18年10月	1,407	1.246%	1.012%	2.35%																																													
19	19年6月	1,808	1.322%	1.246%	2.25%																																													
	19年10月	3,766	1.295%	1.130%	2.25%																																													
年度	15	16	17	18	19																																													
回収額	35	85	108	66	82																																													
委託経費	6	39	47	23	24																																													
<p>2 業務運営体制の効率化</p> <p>4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、前倒しで独立行政法人化時点で定員削減を行うほか、その効果を踏まえた組織体制・人員配置を見直し、人員の削減を行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化</p> <p>(1) 4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、前倒しで独立行政法人化時点で3名の定員削減を行うほか、その効果を踏まえつつ、総務、経理等の管理部門の再編等、業務の質や量に対応した組織体制・人員配置を見直し、人員の削減を行う。</p>	<p>○ 2 業務運営体制の効率化</p> <p>□(1) ア. 業務運営の効率化 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>□(1) ア. 事務所統合の計画的実施</p>	<p>指標の総数 : 3 評価Sの指標数 : × 3点 = 点 評価Aの指標数 : 3 × 2点 = 6点 評価Bの指標数 : × 1点 = 点 評価Cの指標数 : × 0点 = 点 評価Dの指標数 : × -1点 = 点 合計 6点 (6 / 6 = 100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 ○ 平成15年11月に4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を本部事務所（千代田区内神田コープビル）に統合することを決定するとともに、各事務所横断のプロジェクトチームを発足させ、統合に係る準備を進めた。 平成16年12月6日に事務所の統合を完了し、一体的に業務運営ができることとなった。</p> <p>○ 事務所統合の成果を踏まえ、以下の取組を実施した。 ① 平成16年12月の事務所統合時に総務部については「3課体制」から「2課体制」へ、経理部については「4課体制」から「3課体制」へ</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>各事業</p>																																														

		<p>A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分 当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。 (平成15年度限りの評価指標)</p> <p>□(1)ア. 事務所統合の計画的実施 A：計画どおり完了した B：概ね計画どおり完了した C：不十分 当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。 (平成16年度限りの評価指標)</p> <p>□(1)ア. 経理部の体制の見直しの実施 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや十分であった C：取り組みは不十分であった (平成17年度限りの評価指標)</p> <p>□(1)ア. 業務運営の効率化 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや十分であった C：取り組みは不十分であった (平成18年度以降の評価指標)</p> <hr/> <p>□(1)イ. 組織体制・人員配置の見直しによる人員の計</p>	<p>の Slim 化を実施した。 平成17年11月に経理部の組織体制について経理総括課並びに経理第一課及び経理第二課に再編成し、出納事務、資金運用事務及び給与振込事務について経理総括課において一元的処理を行った。 さらに、平成20年1月に経理部を廃止して、経理総括課、経理第一課及び経理第二課を総務部に編入するとともに、信用基金全体の情報システムを統括するシステム管理課、コンプライアンスの指導等及び内部監査を実施する監理室を新設した。 また、各部の次長ポストを廃止して総務部考査役を新設するとともに、各部の調査役及び専門役についても総務部に配置し、効率的な活用を図った。 ② 公用車について、平成16年12月の事務所統合時に4台のうち2台を廃止し、平成19年3月に2台のうち1台を廃止した。また、あわせて運転手延べ3名を削減した（現在は1台）。 ③ このほか、事務所統合に伴い、事務所の維持管理経費、官報等購読費の削減など、経費節減を図った。また、事務処理の迅速化・効率化（役員決裁等）が図られた。</p> <p>○ 国の農業共済再保険特別会計並びに漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合の検討が行われていることを踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る部署の統合について、「農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る組織体制の整備等に関する検討会」を開催した。 検討会では、両部署の統合により期待される効果及び統合に当たっての留意事項等についての検討・取りまとめを行った。</p>	<p>年度 評価 15年度 A</p> <p>16年度 A</p> <p>17年度 A</p> <p>18年度 A 19年度 A</p> <hr/> <p>A</p>
--	--	--	---	---

<p>また、職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。</p>	<p>(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。</p>	<p>画的削減 A：計画どおり実施された B：計画に比べやや不十分であった C：計画に比べ不十分であった</p>	<p>会保険事務の外部委託により、人員の4名を削減した。また、平成18年4月に1名、平成20年1月に3名をそれぞれ削減した。これにより、独立行政法人移行後の管理部門について、8名の人員削減を行った。</p> <p>○ 信用基金の人員については、期初（平成15年10月1日時点）の130名から、平成16年度に4名、平成17年度に2名、平成19年度に1名の計7名の削減を行い、期末（平成19年度末）は123名となった。また、独立行政法人化に先立ち、事務所統合効果を見据えた人員削減を前倒して3名行っている。</p>	<p>各事業年度評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>
		<p>□(2) 研修計画に基づく研修の実施 A：計画が達成された B：計画が概ね達成された C：計画が達成されなかった</p> <p>□(2) ア. 中期研修計画の策定 A：策定した C：策定しなかった (平成15年度限りの評価指標)</p> <p>□(2) イ. 中期研修計画に基づく研修の実施 A：計画が達成された B：計画が概ね達成された C：計画が達成されなかった (平成15年度限りの評価指標)</p> <p>□(2) ウ. 研修計画に基づく研修の実施 A：計画が達成された B：計画が概ね達成された C：計画が達成されなかった (平成16年度以降の評価指標)</p>	<p>○ 職員の能力の向上及び信用基金の相談機能の強化を図るため、実践的な研修体系を構築することとし、平成15年10月に研修規程を整備するとともに、これに基づき同年10月に中期研修計画を策定した。</p> <p>○ 中期研修計画に基づき各年度ごとに研修計画を作成し、中期目標期間中に以下の研修を実施した。実施にあたっては、計画的養成研修と実務的、専門的スキルを習得させる能力開発研修に体系化して行うとともに、研修の実効性の確保、今後の研修の充実に反映する観点から、研修受講者に対して確認テストの実施やレポートの提出を課した。</p> <p>また、平成19年度においては、研修の成果、効果を測定するため、研修終了後に受講者に対して、アンケートを実施し、その結果、9割以上の受講者が「研修が役に立った」とし、成果としては、「保険数理に対する理解が深まった」、「管理職としての意識の向上に役立った」等の回答があった。</p> <p>(計画的養成研修)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新規採用研修（新規採用者に信用基金の業務を理解させる研修） ② 一般職員研修（課長補佐以下の職員に対し専門的知識を付与するための研修） <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の見方と経営分析の手法に関する研修 ・保険数理の基礎を理解する研修 ③ 現地研修（課長補佐以下の職員に対し農林漁業の経営実態を把握させる研修） ④ 課長研修（課長職を対象とした部下指導のあり方、職場の活性化、リーダーシップ発揮の手法、メンタルヘルスに関する研修） <p>(能力開発研修)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実践的研修（全職員を対象に農林漁業の情勢、経済・金融情勢、コンプライアンス、個人情報保護等、専門的知識を習得させる研修） ② 専門的研修（信用基金の各業務又は他法人が行う研修） <ul style="list-style-type: none"> ・林業の現状を把握させる現地研修（林業信用保証業務主催） ・政府関係法人会計事務研修（財務省会計センター主催） 	<p>A</p> <p>各事業年度評価 15年度 A 16年度 B 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成支援システム研修（財務省会計センター主催） ・評価・監査セミナー（総務省行政評価局主催） ・金融・保証等に関する通信教育研修（財務入門コース、財務基礎コース、証券基盤、債権管理・回収実践対策講座、演習債権管理回収コース、信用事業税務、トラブルを防ぐ融資法務） <p>なお、職員の士気向上に役立てるため、平成18年度に業務改善提案制度を導入し、平成19年度に一層充実させた。</p>																									
3 経費支出の抑制	3 経費支出の抑制	○3 経費支出の抑制	<p>指標の総数 : 6</p> <p>評価Sの指標数 : ×3点 = 点</p> <p>評価Aの指標数 : 6×2点 = 12点</p> <p>評価Bの指標数 : ×1点 = 点</p> <p>評価Cの指標数 : ×0点 = 点</p> <p>評価Dの指標数 : ×-1点 = 点</p> <p>合計 12点</p> <p>(12 / 12 = 100%)</p>	A																								
一般管理費について、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%以上抑制する。	すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費について、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%以上の節減を行う。	<p>[中期目標終了時の評価]</p> <p>□(1) 一般管理費の14年度予算対比の削減度合</p> <p>A : 達成度合が100%以上であった</p> <p>B : 達成度合が70%以上100%未満であった</p> <p>C : 達成度合が70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>○ 中期目標期間中の一般管理費及び14年度予算額に対する削減率は、次表のとおりである。</p> <p>(14年度予算額2,659百万円 (14年度決算額2,284百万円))</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>決算額</th> <th>14年度予算額に対する削減率</th> <th>(参考) 14年度決算額に対する削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>1,011</td> <td>△24.0%</td> <td>△11.5%</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>2,234</td> <td>△16.0%</td> <td>△2.2%</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>2,002</td> <td>△24.7%</td> <td>△12.3%</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>1,869</td> <td>△29.7%</td> <td>△18.2%</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>1,939</td> <td>△27.1%</td> <td>△15.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 15年度の削減率については、15年度の決算額が下半期の金額であるため、14年度予算額及び14年度決算額に1/2を乗じて算出した。</p> <p>○ 削減要因としては、事務所統合による事務所借料の節減、人員削減や給与引き下げによる人件費の削減、電算システム（農業保険）の自主運用による委託費の節減（自主運用化前の外部委託費の年額52百万円（平成16年度）に対し、自主運用化後の運用経費（システムリース料等）は年額22百万円と大幅に削減。）等が挙げられる。</p> <p>○ また、林業信用保証業務においては、一般管理費について国庫補助金の交付を受けていることを踏まえ、各年度の業務運営方針において経費削減</p>	年度	決算額	14年度予算額に対する削減率	(参考) 14年度決算額に対する削減率	15	1,011	△24.0%	△11.5%	16	2,234	△16.0%	△2.2%	17	2,002	△24.7%	△12.3%	18	1,869	△29.7%	△18.2%	19	1,939	△27.1%	△15.1%	A
年度	決算額	14年度予算額に対する削減率	(参考) 14年度決算額に対する削減率																									
15	1,011	△24.0%	△11.5%																									
16	2,234	△16.0%	△2.2%																									
17	2,002	△24.7%	△12.3%																									
18	1,869	△29.7%	△18.2%																									
19	1,939	△27.1%	△15.1%																									
		<p>[平成15年度～18年度までの指標]</p> <p>平成15年度=13%×0.5/4.5</p> <p>平成16年度=13%×1.5/4.5</p> <p>平成17年度=13%×2.5/4.5</p> <p>平成18年度=13%×3.5/4.5</p> <p>A : 達成度合が90%以上であった</p> <p>B : 達成度合が50%以上90%未満であった</p> <p>C : 達成度合が50%未満であった</p> <p>[平成19年度の指標]</p> <p>平成19年度=13%×4.5/4.5</p> <p>(平成19年度の指標は、削</p>		各事業年度評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A																								

	<p>減数値が確実に達成されたか否かを判断するため、達成度合は、Aが100%以上、Bが70%以上100%未満、Cが70%未満とする。）</p>	<p>に向けて取り組む事項を定め、執行状況を把握しながら適切な予算執行に努めることにより、一層の一般管理費の削減に取り組んだ。具体的には、経費削減委員会を設置し、四半期毎の予算の執行管理（出張計画の調整による旅費の効率的使用等）を行い、経費削減に努めた。</p>	<p>A</p>
<p>・ 予算管理、調達に係る規程を整備し、予算の執行管理体制を整備する。</p>	<p>□(2) 予算の適正な執行管理 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p>	<p>○ 平成15年10月に予算管理、調達に係る規程である会計規程、契約事務取扱要領を整備するとともに、各年度において、適切な予算の執行管理の実施のため、事業の実施にあたって、期中進行管理を行うとともに、担当部署との協議を行い、過去の実績に基づき、部署別の予算配分・管理を行った。</p> <p>○ 平成17年11月に経理部の組織体制の見直しの一環として経理総括課を設置し、出納事務等の一元的処理による経理事務の効率化、円滑化を図った。</p> <p>○ 適正な資産評価に資するため、平成18年9月に「減損処理」に係る会計規程の改正を行うとともに、同日付で「固定資産の減損に係る会計基準」を制定した。</p> <p>なお、固定資産の減損処理においては、減損が認識されなかった土地、建物等（事務所及び宿舍（2箇所））の固定資産も含めて適正な資産評価を行い、その保有目的、利用状況を把握した。</p> <p>固定資産のうち信用基金が保有する宿舍について、その有効活用を図るため、信用基金の職員のほか、他の独立行政法人や国に在籍する職員に対しても、信用基金の宿舍の貸与ができるよう宿舍等貸与規程の改正を行った。</p> <p>【特記事項】</p> <p>□ 保有資産の見直し状況については、平成20年度の監事監査が行われている。</p>	<p>各事業年度評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>
<p>・ 役職員に対し、費用対効果</p>	<p>□(3) 役職員に対する費用対</p>	<p>○ コスト意識を徹底させるため、以下の措置を講じた。</p>	<p>A</p>

	<p>等のコスト意識を徹底させる。</p>	<p>効果などのコスト意識の徹底 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約担当部署と経理部との合同会議を通じたコスト意識の徹底 ・予算の期中進行管理を行い、役職員に対し年度中の執行見込を周知 ・部署別予算配分・管理を実施 	<p>各事業 年度 評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>
	<p>・業務実施方法を見直す。</p>	<p>□(4) 業務実施方法の改善 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <hr/> <p>□(4) 業務実施方法の見直し A：見直しを実施した C：見直しは行わなかった (平成15年度限りの評価指標)</p> <p>□(4) 外部委託の推進 A：十分であった B：やや不十分であった C：不十分であった (平成15年度限りの評価指標)</p> <p>□(4) 業務実施方法の見直し A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった (平成16・17年度の評価指標)</p>	<p>○ 経費支出を抑制するため、以下のように業務実施方法・体制を見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度に林業信用保証業務における代位弁済に係る現地調査について、案件の内容に応じて受託金融機関の活用などにより現地調査人員を削減した。 ・平成16年9月に農業信用保険業務において実施していた調査事業のうち類似の調査を一本化した。 ・平成17年11月に経理事務において、ファーム・バンキングを導入することにより、経理事務の効率化を図った。 ・平成18年度に資料の保管スペース節減のため、文書の電子情報化を推進するとともに、基金協会への通知書様式の見直し等による事務処理の効率化を図った。 ・平成19年3月に迅速な情報提供、事務の合理化を図るため、回覧文書等を掲示するサイトとして、基金LANに「掲示板サイト」を設けた。 ・平成19年度に信用基金内で発生する文書を適正かつ効率的に処理・管理するための総合文書管理システムの整備を行うとともに、信用基金内の現行LANの再構築を行った。 ・平成16年12月の事務所統合時に管理部門（総務部、経理部）の再編成を行い、総務部及び経理部それぞれ1課を削減した。また、平成20年1月には、経理部を廃止し、総務部に統合した。 ・平成20年1月に信用基金全体の情報システムを統括するシステム管理課を新設し、システム化による業務の効率的実施を図っていくこととした。 <p>○ 業務実施方法の見直しに資するため、平成19年3月に業務改善提案実施要領を制定し、職員から業務改善について提案を募る業務改善提案制度を導入した。さらに、一層の充実を図るため、平成19年12月に業務改善提案・事務リスク自主点検実施要領を制定し、業務改善提案制度を一層充実させるとともに、事務の遂行状況の自主点検及びその結果に基づく改善策の検討を行うための仕組み・体制を整備した。</p>	<p>A</p> <p>各事業 年度 評価 15年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>

・一般競争入札等の積極的な導入を図る。

□(4) 業務実施方法の改善
 A：取り組みは十分であった
 B：取り組みはやや不十分であった
 C：取り組みは不十分であった
 (平成18年度以降の評価指標)

□(5) 一般競争・指名競争等の実施
 A：取り組みは十分であった
 B：取り組みはやや不十分であった
 C：取り組みは不十分であった

□(5) 一般競争・指名競争等の積極的導入
 A：導入を十分に実施した
 B：導入はやや不十分であった
 C：導入は不十分であった
 (平成17年度までの評価指標)

□(5) 一般競争・指名競争等の実施
 A：取り組みは十分であった
 B：取り組みはやや不十分であった
 C：取り組みは不十分であった
 (平成18年度以降の評価指標)

○ 外部委託については、平成15年度以降、林業信用保証業務における求償権回収業務の一部を債権回収業者（サービサー）に委託した。また、平成16年度以降、給与計算・社会保険事務の外部委託を行った。
 なお、官民競争入札については、貸付金の回収業務については、貸付対象が農業信用保証保険法等の法令に基づき設立された公的団体であり、また、貸付件数も限られていることから、官民競争入札の対象となるほどの業務量はないこと、民間に委託することにより効率的に実施できる業務については既に委託していることから、実施しなかった。

○ 平成15年10月に制定した契約事務取扱要領の中で、一般競争入札・指名競争入札の基準、随意契約にできる場合を規定した。
 さらに、公共調達に関する国の取組を踏まえ、随意契約の適正化に向けた取り組みを推進するため、平成19年に「随意契約見直し計画」を策定するとともに、計画の進捗の管理とその厳正な実施を行うため、契約審査会を設置した。
 また、同年9月に契約情報公表要領を定め、一定金額以上の契約については契約締結日から10日以内にホームページにおいて公表を行うこととした。
 加えて、契約に関する問い合わせの総合窓口を設置するとともに総合評価落札方式による一般競争の仕組みの検討を行うプロジェクトチームを設置した。

○ 中期目標期間中に締結した契約の契約形態、件数、金額は次のとおりである。

	契約形態	件数 (件)	金額 (百万円)
15年度	一般競争	1 (14.3%)	27,511 (55.9%)
	随意契約	6 (85.7%)	21,686 (44.1%)
	計	7 (100.0%)	49,197 (100.0%)
16年度	一般競争	9 (39.1%)	160,112 (69.5%)
	随意契約	14 (60.9%)	70,316 (30.5%)
	計	23 (100.0%)	230,428 (100.0%)
17年度	一般競争	3 (18.8%)	8,033 (12.2%)
	随意契約	13 (81.2%)	57,886 (87.8%)
	計	16 (100.0%)	65,919 (100.0%)
18年度	一般競争	2 (18.2%)	5,964 (15.7%)
	随意契約	9 (81.8%)	31,960 (84.3%)
	計	11 (100.0%)	37,924 (100.0%)

18年度 A
 19年度 A

A

各事業年度評価
 15年度 A
 16年度 A
 17年度 A
 18年度 A
 19年度 A

19年度	一般競争等	9(40.9%)	51,981(37.8%)
	随意契約	13(59.1%)	85,565(62.2%)
	計	22(100.0%)	137,546(100.0%)

- 注1. 支出原因に基づくもので、工事・製造250万円以上、財産の買入れ160万円以上、物件の借入80万円以上、役務の提供100万円以上の契約を対象とし金融取引を除いた。
2. 平成19年度は、一般競争等として企画競争を含めた。

平成19年度の随意契約においては、監査契約1件、官報掲載1件、システムに係るプログラム修正・保守11件である。このうち、監査契約については、独立行政法人通則法の定めにより、会計監査人を主務大臣が選任することとしていること、官報掲載については、東京都区内の取扱業者が2社と限定され、費用も同一であることから、随意契約としている。システムに係るプログラム修正・保守については、システム開発業者と契約する必要があることから、随意契約としているが、今後、仕様書等の整備を図り、次期システム移行時から一般競争入札等に移行することとしている。

【特記事項】

- 平成15～19年度に実施した一般競争入札のうち落札率が高い契約は、19年度の給与・社会保険事務の業務委託契約(97%、4,463千円)であった。これは、予定価格の積算に当たって、同じ事業を行っている社会保険労務士の標準報酬額をホームページ等から収集し、その平均報酬額を基に算定したことから、実勢価格に近く、落札率が高くなったためと思われる。
- 平成19年度に締結した契約については、平成20年度の監事監査の結果、随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の実施は、適正であった。
さらに、平成20年2月の監事監査実施要領の改正により、契約に関する決裁文書は、施行前に監事へ回付することとし、監事のチェック機能を強化することとした。

- 人件費(退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。)については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し、人員の削減等により、平成19年度決算においては、11億14百万円であり、目標の2%削減に対し、8.3%の削減となった。

平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年度決算
1,215百万円	1,172百万円	1,114百万円
平成17年度決算 に対する削減率	△3.5%	△8.3%

- 信用基金の対国家公務員指数については、次表のとおりである。信用基金の対国家公務員指数は、①専門性の高い業務を行っていることから、大学卒の職員の割合が高いこと、②事務所が東京都特別区のみ所在するた

A
各事業
年度
評価
18年度
A
19年度
A

なお、人件費(退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。また、人事院勧告を踏まえた改定部分を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏

なお、人件費(退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。また、人事院勧告を踏まえた改定部分を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間において、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏

- (6) 人件費の抑制
 - A: 取り組みは十分であった
 - B: 取り組みはやや不十分であった
 - C: 取り組みは不十分であった

<p>また給与体系の見直しを進める。 (平成18年度以降の目標)</p>	<p>進める。なお、現中期目標期間が終了する19年度末まで(平成18年度以降2年間)に、少なくとも人件費の2%を削減。 (平成18年度以降の計画)</p>		<p>め、国の地域手当に相当する特別都市手当が職員全員に支給されていること、から国家公務員と比較して高くなっているが、これらの点を考慮して算定した対国家公務員指数(地域別・学歴別)については、18年度で104.6となっている。</p> <p>さらに、対国家公務員指数の引き下げに向けて、中期目標期間中において、国以上の給与カーブのフラット化及び特別都市手当の抑制、職務手当の引下げ、再雇用職員の活用等の措置を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1171 379 1832 496"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対国家公務員指数 (地域別・学歴別)</td> <td>-</td> <td>105.7</td> <td>104.3</td> <td>104.6</td> </tr> <tr> <td>(参考)対国家公務員指数</td> <td>124.4</td> <td>122.8</td> <td>121.1</td> <td>121.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特記事項】</p> <p>□ 対国家公務員指数の引き下げに向けた取り組みの結果、平成19年度の対国家公務員指数(地域別・学歴別)は16年度比で▲3.7ポイント減少し102.0となり、地域別・学歴別を勘案しない対国家公務員指数は15年度比で▲6.4ポイント減少し118.0となっている。</p> <p>□ 給与水準については、平成20年度の監事監査が行われている。</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	対国家公務員指数 (地域別・学歴別)	-	105.7	104.3	104.6	(参考)対国家公務員指数	124.4	122.8	121.1	121.4	
	15年度	16年度	17年度	18年度															
対国家公務員指数 (地域別・学歴別)	-	105.7	104.3	104.6															
(参考)対国家公務員指数	124.4	122.8	121.1	121.4															
<p>4 内部監査の充実</p> <p>業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p>	<p>4 内部監査の充実</p> <p>業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p>	<p>○4 内部監査の充実</p>	<p>指標の総数 : 1</p> <p>評価Sの指標数 : ×3点 = 点</p> <p>評価Aの指標数 : 1×2点 = 2点</p> <p>評価Bの指標数 : ×1点 = 点</p> <p>評価Cの指標数 : ×0点 = 点</p> <p>評価Dの指標数 : ×-1点 = 点</p> <p>合計 2点 (2/2 = 100%)</p>	<p>A</p>															
		<p>□ 内部監査の充実</p> <p>A : 取り組みは十分であった</p> <p>B : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>C : 取り組みは不十分であった</p> <p>□ 常勤監事をサポートする体制の充実・強化</p> <p>A : 充実・強化のための方策が図られた</p> <p>C : 充実・強化のための方策が図られた</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>○ 平成15年10月に常勤監事をサポートするため、総務課に担当課長補佐を配置した。</p> <p>○ 内部監査については、企画調整室に所掌させることとし、平成17年2月に内部監査規程及び内部監査マニュアルを制定した。</p> <p>その後、内部監査の形骸化を防ぐべく、内部監査体制の一層の充実・強化を図るため、平成19年12月に内部監査規程及び内部監査マニュアルの全面改正を行い、内部監査の実施を担当する部署を監理室(新設)として、自己査定業務を含む信用基金の業務全般について内部管理態勢の評価や問題点の改善方法の提言等まで踏み込んだ監査を実施する体制を整備するとともに、内部監査を補完する仕組みとして、事務ミスの実態把握と管理を行うため、各業務ごとに事務リスクの自主点検を実施する仕組みを整備した。</p>	<p>A</p> <p>各事業年度 評価 15年度 A</p>															

		<p>策が図られなかった (平成15年度限りの評価指標)</p> <p><input type="checkbox"/> 内部監査の充実 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった (平成16年度以降の評価指標)</p>	<p><input type="checkbox"/> 各年度において、内部監査年度計画及び実施計画を策定し、これに基づき、次の内部監査を実施した。また、年度計画・実施計画の策定及び監査報告書のとりまとめに当たっては、監事と協議・意見交換を行い、連携を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書管理、物品管理（17年3月実施） ・農業災害補償関係業務（17年9月実施） ・農業信用保険業務（17年10月実施） ・出張の実施状況（18年3月実施） ・漁業信用保険業務（18年11月実施） ・漁業災害補償関係業務（18年11月実施） ・林業信用保証業務（18年12月実施） ・保有個人情報の管理状況（19年2月実施） ・契約に関する事務（20年2月実施） ・有価証券に関する事務（20年2月実施） <p><input type="checkbox"/> 内部監査の一層の充実を図るため、各年度において、担当職員の監査能力を向上させるための研修(総務省行政評価局主催の評価・監査セミナー)に参加させている。</p> <p><input type="checkbox"/> なお、信用基金におけるコンプライアンス態勢の整備を図るため、平成19年12月にコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会を設置するとともに、平成20年1月にコンプライアンスの指導・監督を行う監理室を新設した。</p> <p>【特記事項】</p> <p><input type="checkbox"/> コンプライアンス態勢の整備状況については、平成20年度に監事監査が行われており、コンプライアンス規程の制定、外部有識者を入れたコンプライアンス委員会の設置等にとどまらず、今後、引き続き、コンプライアンス・マニュアルの作成等に着実に取り組むよう対応を求められている。</p>	<p>16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>
<p>5 評価・点検の実施</p> <p>保証保険等に係る評価手法について、総務省「政府金融機関等による公的</p>	<p>5 評価・点検の実施</p> <p>(1) 保証保険等に係る評価手法について、必要に応じて有識者を活用しつつ、総務</p>	<p><input type="checkbox"/> 5 評価・点検の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 評価・点検の実施 A：取り組みは十分であった</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>指標の総数 : 1</p> <p>評価Sの指標数 : ×3点 = 点</p> <p>評価Aの指標数 : 1×2点 = 2点</p> <p>評価Bの指標数 : ×1点 = 点</p> <p>評価Cの指標数 : ×0点 = 点</p> <p>評価Dの指標数 : ×-1点 = 点</p> <p>合 計 2点 (2/2=100%)</p> </div> <p>【事業報告書の記述】</p> <p><input type="checkbox"/> 平成15年度以降、各業務ごとに評価を実施した。</p>	<p>A</p> <p>A</p>

<p>資金の供給に関する政策評価書」等を踏まえつつ検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを順次導入する。</p>	<p>省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」や他の政府系金融機関の検討状況等を踏まえて検討する。</p> <p>(2) (1)の検討結果を踏まえ、信用基金内部に横断的な業務の評価・点検チームを設置するなど体制整備を行い、評価結果を業務運営に反映させる仕組みを順次導入する。</p>	<p>B : 取り組みはやや不十分であった C : 取り組みは不十分であった</p> <p><input type="checkbox"/> 評価結果を業務運営に反映させる仕組みの導入 A : 検討（導入）は十分であった B : 検討（導入）はやや不十分であった C : 検討（導入）は不十分であった (平成17年度までの評価指標)</p> <p><input type="checkbox"/> 評価・点検の実施 A : 取り組みは十分であった B : 取り組みはやや不十分であった C : 取り組みは不十分であった (平成18年度以降の評価指標)</p>	<p>○ 平成18年3月に独立行政法人農林漁業信用基金評価点検要領を制定し、各業務を横断的に二次評価する評価点検委員会を設置し充実を図った。また、平成19年3月に同委員会において、評価結果を業務運営に反映させる仕組みを次のよう定めた。</p> <p>① 毎事業年度5月中に前年度業務実績について各部門において評価（一次評価）を実施 ② 評価・点検委員会による評価（二次評価）を実施（6月） ③ 評価・点検委員会から全体定例会に対し、二次評価結果の報告及び業務への反映を要請 ④ フォローアップ ア 各部門から委員会へのフォローアップ結果の報告 イ 委員会から全体定例会へのフォローアップ結果の報告</p>	<p>各事業年度評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>
<p>6 情報処理システムの効率的な開発・運用</p> <p>各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図るとともに、業務運営の効率化に必要な情報処理システムの開発・改良を行う。この場合、システムの設計の段階から投資の合理化・効率化に</p>	<p>6 情報処理システムの効率的な開発・運用</p> <p>各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図る等業務運営の効率化を実現するために必要不可欠な情報処理システムの開発・改良を行う。 この場合、設計、業務処理方法の設定の段階から投</p>	<p>○ 6 情報処理システムの効率的・段階的な開発・運用</p> <p>[中期目標終了時の評価] <input type="checkbox"/> 情報処理システムの効率的な開発・運用 A : 取り組みは十分であった B : 取り組みはやや不十分であった C : 取り組みは不十分であった</p>	<p>指標の総数 : 1 評価Sの指標数 : × 3点 = 3点 評価Aの指標数 : 1 × 2点 = 2点 評価Bの指標数 : × 1点 = 1点 評価Cの指標数 : × 0点 = 0点 評価Dの指標数 : × -1点 = -1点 合計 : 2点 (2 / 2 = 100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 ○ 独立行政法人会計基準に基づいた経理処理をスムーズにかつ確実に実施するための各部門共通の会計システムを開発し、平成16年4月より同システムを稼働させた。この結果、伝票様式の統一、共通経費管理、処理データの二次加工が可能となった。 ○ 農業信用保険業務の保険引受システムについて平成16年4月より開発作業を行い、平成17年4月末にデータ移行を完了し、平成17年5月から本格稼働した。この結果、①データ補正事務の効率化、②電算機使用料</p>	<p>A</p> <p>A</p>

<p>配慮し、システム開発費・運用経費を適正なものとする。</p>	<p>資の合理化・効率化に配慮し、システム開発費を適正なものとする。その際、現行システムの運用面での課題等を十分に分析し、システムの拡張性を確保するとともに、次期システムの運用経費については、抑制する。</p>	<p>□(1) 各部門共通の会計システムの開発・運用 A：計画どおり実施された B：概ね計画どおり実施された C：計画どおり実施されなかった (平成16年度までの評価指標)</p>	<p>等の削減、が図られた。また、保険料率改定に係るシステム修正を行うとともに、システムの安定運用に努めた。</p>	<p>各事業 年度 評価</p>
		<p>□(2) ア. 農業信用保険業務の保険引受システムについての開発・運用 A：計画どおり実施された B：概ね計画どおり実施された C：計画どおり実施されなかった (平成17年度までの評価指標)</p>	<p>○ 農業信用保険業務における保険通知等の事務の改善に資するため、パソコン作成データによる保険通知受入システムの開発を行い、平成16年3月より稼働させた。</p>	<p>15年度 A 16年度 A</p>
		<p>□(2) イ. パソコン作成による保険通知等の受入れを可能にするためのシステムの開発及び15年度内の稼働 A：システムを稼働した C：システムを稼働しなかった (平成15年度限りの評価指標)</p>	<p>○ 林業信用保証業務のシステムについて、利用者のリスクに応じた信用格付けシステムを導入し、平成15年10月より稼働させた。さらに、利用者情報、事故・延滞情報等のデータ管理や、債務者区分に対応した引当金算出などのシステムを整備し、保証審査から債権管理までを統合して経営管理できるシステムを構築した。この結果、利用者の信用リスクの算出や帳票出力等、保証審査や債権管理の電算処理が可能となったほか、システムを活用した保証利用者の財務分析やアドバイスの実施に活用している。</p>	<p>15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
		<p>□(3) 林業信用保証業務のシステムの構築 A：計画どおり実施された B：概ね計画どおり実施された C：計画どおり実施されなかった (平成17年度までの評価指標)</p>	<p>○ 漁業信用保険業務のシステムについて、事故率等を分析するためのシステムを構築し、平成18年1月より稼働させた。この結果、任意の保険期間、保険金額など様々な条件下における事故率の分析が可能となった。また、保険料率算定に係るシステムの修正を行うとともに、保険料率改定や経営安定資金に係る部分保証の導入に伴うシステムの修正を行った。</p>	<p>15年度 A</p>
		<p>□(4) 漁業信用保険業務における事故率等を分析するためのシステムの構築の検討 A：検討を開始した</p>	<p>○ 農業災害補償関係業務の農業共済団体等の財務等調査システムについて、①勘定科目・集計項目・出力帳票の修正及び改良、②農業共済団体等の財務分析を行うための指標の新規追加等を内容とするシステムの改良を平成16年3月に完了し、処理の効率化を図った。さらに、逐次、集計項目・出力帳票の修正及び改良、財務分析指標の追加並びに同システム基本ソフトのバージョンアップを行い、集計処理の効率化、機能の拡充を図った。</p>	<p>15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
			<p>○ 平成18年度においては、これまでに各業務ごとに開発した各種システムの適切な運用を図るとともに、信用基金における情報化を総合的・計画的に推進するため、平成17年度に設置した情報化統括責任者（CIO）及び情報化推進委員会において、情報機器類の安全対策、データの管理状況等についての点検や改善策の検討を行った。</p>	
			<p>○ 平成19年度においては、信用基金におけるシステムリスク管理体制の充実強化を図るため、信用基金全体の情報システムを統括する部署としてシステム管理課を新設し、 ① 情報システムにおける個人情報の安全確保等を図るため、個人情報取扱規程の充実 ② 信用基金内で発生する文書を適正かつ効率的に処理・管理するための総合文書管理システム、信用基金内の現行LANの再構築を行った。</p>	<p>15年度 A</p>

	<p>C : 検討を開始しなかった (平成15年度限りの評価指標)</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 漁業信用保険業務における事故率等を分析するためのシステムの構築の検討 A : 計画どおり実施された B : 概ね計画どおり実施された C : 計画どおり実施されなかった (平成16年度限りの評価指標)</p>	16年度 A
	<p><input type="checkbox"/> (4) 漁業信用保険業務における事故率等を分析するためのシステムの機能の拡充 A : 計画どおり実施された B : 概ね計画どおり実施された C : 計画どおり実施されなかった (平成17年度限りの評価指標)</p>	17年度 A
	<p><input type="checkbox"/> (5) 農業災害補償関係業務における農業共済団体等の財務等調査システムの運用・改良 A : 達成された C : 達成されなかった (平成15年度限りの評価指標)</p>	15年度 A
	<p><input type="checkbox"/> (5) 農業災害補償関係業務における農業共済団体等の財務等調査システムの運用・改良 A : 計画どおり実施された B : 概ね計画どおり実施された C : 計画どおり実施されなかった (平成16・17年度の評価指標)</p>	16年度 A 17年度 A
	<p><input type="checkbox"/> (6) 情報処理システムの効</p>	18年度

		<p>率的な運用</p> <p>A：取り組みは十分であった</p> <p>B：取り組みはやや不十分であった</p> <p>C：取り組みは不十分であった</p> <p>(平成18年度以降の評価指標)</p>		A 19年度 A												
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>信用基金は、利用者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>◎第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>中項目の総数 : 3</p> <p>評価Sの指標数 : ×3点 = 点</p> <p>評価Aの指標数 : 3×2点 = 6点</p> <p>評価Bの指標数 : ×1点 = 点</p> <p>評価Cの指標数 : ×0点 = 点</p> <p>評価Dの指標数 : ×-1点 = 点</p> <p>合計 : 6点</p> <p>(6/6 = 100%)</p>	A												
<p>1 事務処理の迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減を図るため、</p>	<p>1 事務処理の迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。</p>	<p>○1 事務処理の迅速化</p>	<p>指標の総数 : 4</p> <p>評価Sの指標数 : ×3点 = 点</p> <p>評価Aの指標数 : 4×2点 = 8点</p> <p>評価Bの指標数 : ×1点 = 点</p> <p>評価Cの指標数 : ×0点 = 点</p> <p>評価Dの指標数 : ×-1点 = 点</p> <p>合計 : 8点</p> <p>(8/8 = 100%)</p>	A												
<p>① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p>	<p>(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下のとおり標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <p>ア 保険通知の処理・保険料徴収</p> <p>イ 月次処理（月次処理）</p> <p>イ 保険金支払審査</p>	<p>□(1) 保険引受等の業務内容に応じた標準処理期間内の事務処理の達成度合(案件割合)</p> <p>A：目標値（8割）の100%以上であった</p> <p>B：目標値（8割）の70%以上100%未満であった</p> <p>C：目標値（8割）の70%未満であった</p> <p>(注) 農業短期資金については、借入申込の締切日まで</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>○ 各業務に関し、中期目標期間中の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、全てについて目標（8割以上）を上回る結果となった。</p> <p>(処理状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務</th> <th>全処理 件数</th> <th>標準処理 期間内の 処理件数</th> <th>標準処理 期間内の 処理割合</th> </tr> <tr> <td></td> <td>(A)</td> <td>(B)</td> <td>(B÷A)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険通知の処理・保険料徴収</td> <td>472,494件</td> <td>467,656件</td> <td>99%</td> </tr> </tbody> </table>	業 務	全処理 件数	標準処理 期間内の 処理件数	標準処理 期間内の 処理割合		(A)	(B)	(B÷A)	保険通知の処理・保険料徴収	472,494件	467,656件	99%	<p>A</p> <p>各事業 年度 評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
業 務	全処理 件数	標準処理 期間内の 処理件数	標準処理 期間内の 処理割合													
	(A)	(B)	(B÷A)													
保険通知の処理・保険料徴収	472,494件	467,656件	99%													

27日(30日)
 ウ 納付回収金の受納
 月次処理(月次処理)
 エ 保証審査
 7日(8日)
 オ 代位弁済
 150日(180日)
 カ 貸付審査
 農業長期資金
 償還日と同日付貸付
 (償還日と同日付貸付)
 農業短期資金
 月3回(5のつく日)
 (月3回(5のつく日))
 農業災害補償
 4日(5日)
 林業
 3日(4日)
 漁業長期資金
 償還日と同日付貸付
 (償還日と同日付貸付)
 漁業短期資金
 10日(30日)
 漁業災害補償
 4日(5日)

※()内は、実績値

に申し込まれた案件について、決められた貸付実行日に処理されているか否を判定するものとする。

農業	保険金支払審査	15,897件	15,431件	97%
	納付回収金の受納	250,826件	250,826件	100%
	農業長期資金の貸付審査	1,089件	1,089件	100%
林業	保証審査	8,573件	7,729件	90%
	代位弁済	412件	374件	91%
	貸付審査	208件	208件	100%
漁業	保険通知の処理・保険料徴収	180,836件	180,836件	100%
	保険金支払審査	358件	347件	97%
	納付回収金の受納	41,435件	41,435件	100%
	漁業長期資金の貸付審査	1,358件	1,358件	100%
	漁業短期資金の貸付審査	35件	35件	100%
農災	貸付審査	83件	83件	100%
漁災	貸付審査	106件	106件	100%

18年度
A
19年度
A

② 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う

(2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。

□(2) 農業信用保険業務における基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議及び大口保険引受についての基金協会との意見調整及び代位弁済前の基金協会との事前協議の徹底

- A：事前協議は十分に実施した
- B：事前協議はやや不十分であった
- C：事前協議は不十分であった

○ 大口保険引受案件(保険価額が1億円以上となる案件)については、対象案件(延べ1,232件)のすべてについて事前協議を実施した。これにより、引受に至らなかった案件は延べ34件、融資条件が変更された案件(担保、保証人、償還金額の変更)は延べ82件であった。

また、畜特資金、負担軽減支援資金については、事前協議の一層の徹底を図るため、対象金額を5千万円に引き下げ(平成19年4月)、同年7月に保険対象となった家畜飼料特別支援資金も対象金額を5千万円以上とした。

○ 大口保険金請求予定案件(個人に係る保険金請求額が3千万円以上となる案件等)については、対象案件(延べ136件)のすべてについて、代位弁済前の事前協議を実施した。これにより、免責を行った案件は延べ5件、回収計画の策定について申し送りをした案件は延べ4件であった。

また、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年度4月より事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に変更した。

A

		<p>□(2) 農業信用保険業務における大口保険引受についての基金協会との意見調整及び代位弁済前の基金協会との事前協議の徹底 A：事前協議は十分に実施した B：事前協議はやや不十分であった C：事前協議は不十分であった (平成16年度までの評価指標)</p>	<p>○ 平成17年度以降、基金協会の保証要綱等の制定・改正について、基金協会から事前にその案の提出を受け、内容について協議を実施した（延べ230件）。</p> <p>○ この他、「審査関連情報」の配布や会議における説明を通じて、保証引受審査や事故防止における着眼すべき項目を基金協会に周知した。</p>	<p>各事業年度評価 15年度 A 16年度 A</p>
		<p>□(2) 農業信用保険業務における基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議及び大口保険引受についての基金協会との意見調整及び代位弁済前の基金協会との事前協議の徹底 A：事前協議は十分に実施した B：事前協議はやや不十分であった C：事前協議は不十分であった (平成17年度以降の評価指標)</p>		<p>17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>
		<p>□(3) 漁業信用保険業務における大口保証引受についての事前打合せの対象範囲の拡大及び基金協会との求償権に関する情報の共有化 A：達成された B：概ね達成された C：達成されなかった</p>	<p>○ 大口保証引受案件（遠洋かつお・まぐろ漁業に係る保証額が2億円超の案件等）については、対象案件（延べ140件）のすべてについて事前協議を実施した。これにより、融資条件が変更された案件（融資期間の短縮、期中管理の徹底）は延べ2件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、借替緊急融資資金について、平成19年4月から事前協議の対象金額を2分の1に引き下げた。</p> <p>○ 大口保険金請求予定案件（代位弁済額が5千万円以上の案件等）については、対象案件（延べ204件）のすべてについて、事前協議を実施した。これにより、回収計画の策定や保証審査の厳格化について、申し送りをした案件は延べ42件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年4月より事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に拡大した。</p> <p>○ 基金協会から「求償権分類管理表」及び「求償権回収進捗状況表」の提</p>	<p>A 各事業年度評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>

<p>③ 専決権限の弾力化を行う 等により、事務処理の迅速化を図る。</p>	<p>(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>□(4) 業務処理の方法の改善 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>□(4) 専決権限及び稟議決裁方法の見直し A：実施した C：実施しなかった (平成15年度限りの評価指標)</p> <p>□(4) 専決権限及び稟議決裁方法の見直し A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった (平成16年度限りの評価指標)</p> <p>□(4) 業務処理の方法の改善 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった (平成17年度以降の評価指標)</p>	<p>出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収の強化を図った。</p> <p>○ 事務処理の迅速化に向け、以下のような専決事項の拡充、専決金額の引き上げ等、専決基準の見直しを行った。 ① 事務処理の迅速化に向け、理事長決裁事案を農業信用保険業務を中心に見直し、理事以下の専決事案を大幅に拡大した（170事案→220事案）。 ② 保証契約の締結、保険金の支払等の専決金額の引き上げにより専決権限を拡大した。</p> <p>○ そのほか、以下のような業務処理方法の見直しを行った。 ・平成17年6月に消耗品等の購入・管理を一元化することにより、事務の効率化を図った。 ・平成17年11月に経理事務において、ファーム・バンキングを導入することにより、資金の支払・管理事務の迅速化を図った。 ・平成18年度に資料の保管スペース節減のため、文書の電子情報化を推進するとともに、基金協会への通知書様式の見直し等による事務処理の効率化を行った。 ・平成19年3月に迅速な情報提供、事務の合理化を図るため、回覧文書等を掲示するサイトとして、基金LANに「掲示板サイト」を設けた。 ・業務実施方法の見直しに資するため、平成19年3月に業務改善提案実施要領を制定し、職員から業務改善について提案を募る業務改善提案制度を導入した。さらに、一層の充実を図るため、業務改善提案・事務リスク自主点検実施要領を平成19年12月に制定し、業務改善提案制度を一層充実させるとともに、事務の遂行状況の自主点検及びその結果に基づく改善策の検討を行うための仕組み・体制を整備した。 ・平成19年度に信用基金が行う保険関係事務、資産査定、償却引当事務及び出資関係事務に係る諸規程について、多岐にわたり複雑となっていたものをそれぞれ一元化し、事務処理の明確化・効率化を図った。</p>	<p>A</p> <p>各事業年度評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>
<p>2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映</p>	<p>2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映</p>	<p>○ 2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映</p>	<p>指標の総数 : 9 評価Sの指標数 : × 3点 = 点 評価Aの指標数 : 9 × 2点 = 18点 評価Bの指標数 : × 1点 = 点 評価Cの指標数 : × 0点 = 点 評価Dの指標数 : × -1点 = 点</p>	<p>A</p>

<p>ホームページでの情報提供を行うこと等により、利用者に対して業務の紹介を分かりやすく行う。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。</p>	<p>(1) ホームページでの情報提供を行うこと等により、利用者に対して業務の紹介を分かりやすく行う。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。また、中期計画期間中毎年度平均で6,000件以上のアクセス件数となるようにする。</p>	<p>□(1)ア. ホームページでの情報提供の充実 A: 取り組みは十分であった B: 取り組みはやや不十分であった C: 取り組みは不十分であった</p> <p>□(1)ア. ホームページでの情報提供の充実 A: 実施した C: 実施しなかった (平成15年度限りの評価指標)</p> <p>□(1)ア. ホームページでの情報提供の充実 A: 取り組みは十分であった B: 取り組みはやや不十分であった C: 取り組みは不十分であった (平成16年度以降の評価指標)</p> <p>□(1)イ. ホームページの更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供を迅速化 A: 情報提供は全て1週間以内実施された B: 情報提供は概ね1週間以内実施された C: 情報提供は1週間以内に実施されなかった</p> <p>□(1)イ. ホームページの更新</p>	<p style="text-align: center;">合 計 18点 (18/18=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>○ 業務ごとに作成していたホームページについて、信用基金の業務等を分かりやすく伝えられるよう平成17年度に集約・リニューアルした。また、利用者や国民一般に対して、より分かりやすく信用基金の業務内容等が提供できるよう、平成19年度にトップページを中心にホームページのリニューアルを行った。</p> <p>○ また、中期目標期間中に新規に掲載した情報は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業信用保険業務の機関誌「農業信用保証保険」の主な記事内容を掲載した。 ・「林材業の業況動向調査結果」の概要を掲載した。 ・入札・調達情報の欄を新設した。 ・「NEWS」欄を新設した。 ・個人情報関係の欄を新設し、プライバシーポリシーや法定公表事項等を掲載した。 ・融資機関に郵送していた林業信用保証業務に係る債務保証依頼書や債務保証協議書等の書類について、ホームページに様式集を設けた。 ・サイトマップを設けた。 ・漁業経営改善促進資金に関するリーフレットを掲載した。 ・随意契約に係る公表基準及び締結契約に係る情報を掲載した。 ・独立行政法人の業務実績に対する評価結果の主要な反映状況を掲載した。 ・信用基金の役割、業務内容について、図表なども含めてわかりやすくまとめたページを新設した。 ・財務諸表について、セグメントごとの財務諸表と併せて各業務の目的、実績及び今後の取り組みについて説明した資料を掲載した。 ・決算情報について、前年比や財務分析指標（自己収入比率等）を掲載した。 <p>○ 役員の退任・任命、役職員の報酬・給与、退職公務員の状況など公表すべき事項は、すべて1週間以内にホームページに掲載した。なお、中期目標期間中の公表すべき事項の平均更新日数は、2.3日であった。</p>	<p style="text-align: center;">A</p> <p>各事業 年度 評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>各事業</p>
---	---	--	---	--

に要する期間を1週間以内とし、情報提供を迅速化

A：実施した
C：実施しなかった
(平成15年度限りの評価指標)

□(1)イ. ホームページの更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供を迅速化

A：情報提供は全て1週間以内に実施された
B：情報提供は概ね1週間以内に実施された
C：情報提供は1週間以内に実施されなかった
(平成16度以降の評価指標)

[中期目標終了時の評価]

□(1)ウ. 毎年度平均で6,000件以上のアクセス件数

A：目標の達成度合が100%以上であった
B：目標の達成度合が70%以上100%未満であった
C：目標の達成度合が70%未満であった

□(1)ウ. アクセス件数の目標達成(1年目は3,000件、2年度目以降は6,000件以上)

A：目標の達成度合が100%以上であった
B：目標の達成度合が70%以上100%未満であった
C：目標の達成度合が70%未満であった
(平成17度までの評価指標)

□(1)ウ. アクセス内容の分析
A：取り組みは十分であっ

年度
評価
15年度
A

16年度
A
17年度
A
18年度
A
19年度
A

A

○ 中期目標期間中のホームページアクセス件数は次表のとおりであり、すべての年度について目標値を上回った。

(単位：件)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
アクセス件数	9,103	23,143	32,175	35,943	53,574

○ ホームページで提供する情報の一層の充実を図るため、ホームページにアクセスした閲覧者の検索ワード、コンテンツごとのアクセス件数の把握など次のようなアクセス内容の分析を行った。アクセス内容の分析結果から、平成20年3月に実施したホームページのリニューアルにおいて、人気のあるページをより分かりやすい場所に配置するなどの工夫を図った。

人気のあるページ(分析例 19年度)

	ページの内容	プレビュー数	割合
1	トップページ	71,749	12.9%
2	調達情報	23,623	4.3%
3	パンフレット	22,386	4.0%
4	信用基金の概要	11,182	2.0%
5	公表事項	10,651	1.9%

【特記事項】

□ 情報開示の状況については、平成20年度の監事監査が行われている。

各事業
年度
評価
15年度
A
16年度
A
17年度
A

18年度
A
19年度

		<p>た B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった (平成18年度以降の評価指標)</p>		A
		<p>□(2) 農業信用保険業務における情報提供 A：実施内容は十分であった B：実施内容はやや不十分であった C：実施内容は不十分であった</p>	<p>○ 農業信用保険業務において、次の保証引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、中期目標期間中に基金協会をはじめ関係機関に提供した。 ① 機関誌「農業信用保証保険」(隔月発行) 保険の引受動向、保険金支払、回収状況といった業務に関する情報のほか、経済・金融動向、農業情勢などの一般情報についてとりまとめたもの。 ② 「事故防止のためのヒント集」(年1回発行・小冊子) 保険金支払額1千万円以上の大口保険金支払案件の事故事例をもとに、今後の事故防止、保証引受審査等の対応で教訓となるものを取りまとめたもの。 ③ 「審査関連情報」(年1回発行・小冊子) 保証引受審査において参考となる田畑価格の調査結果、主要農畜産物価格の動向などの情報やデータを「審査関連情報」としてとりまとめたもの。 ④ 「保険事業概況」(年1回発行・冊子) 農業信用保険業務の概況を取りまとめたもの。 ⑤ 「農業信用保証・保険業務要覧」(年1回発行・冊子) 各基金協会の行う保証業務と信用基金の行う保険業務について、全国統計と協会別統計に整理した過去10年程度のデータ及び農業信用保証・保険制度をとりまく参考資料を取りまとめたもの。 ⑥ 「農業信用保証保険年報」(年1回発行・冊子) 農業信用保証保険事業の動向や当該年度の特徴を取りまとめたもの。 ⑦ スーパーS資金のリーフレット</p>	<p>A 各事業年度評価 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>
		<p>□(3) 林業信用保証業務のPR活動の推進 A：実施内容は十分であった B：実施内容はやや不十分であった C：実施内容は不十分であった</p> <p>□(3) 林業信用保証業務の利用者向け解説書の見直し A：実施した</p>	<p>○ 保証の利用促進を図るため、保証の種類、利用要件、保証手続の流れについて記載した解説書を活用して、中期目標期間中に保証サービス内容の積極的なPR活動を以下に行った。 ① 国の施策に係る事業を行っている地域を主体に保証の現地調査を行い、それに併せ都道府県の融資機関を訪問の上、制度及び保証内容について説明し、保証利用促進に努めた。 ② 「林業信用保証連絡協議会」を開催し、業界団体等に対し、基金の業務への理解の促進に努めた。 ③ 「都道府県信用基金担当者及び相談員会議」を開催し、都道府県及び信用基金相談員に対し説明し、PR活動、保証利用の促進に努めた。 ④ 都道府県が主催する「農林漁業信用基金連絡協議会」において、融資機関に対し利用促進が図られるようPR活動に努めた。 ⑤ 「都道府県森林(木材)組合連合会事務担当者に対する信用基金利用</p>	<p>A 各事業年度評価</p>

	<p>C : 実施しなかった (平成15年度限りの評価指標)</p> <p>□(3) 林業信用保証業務のPR活動の推進 A : 実施内容は十分であった B : 実施内容はやや不十分であった C : 実施内容は不十分であった (平成16年度以降の評価指標)</p>	<p>説明会」を開催し、約定融資機関となっている森林（木材）組合連合会の事務担当者に対し、制度及び保証内容について説明し、保証利用の促進に努めた。</p> <p>⑥ 経営の現状及び将来見込みについてアンケート調査を実施した上で創設された緊急経営支援保証の利用促進を都道府県、相談員、金融機関、対象事業体に対して行った。</p> <p>⑦ 林業機械化展や他団体の林業研修に参加し、機械メーカーや参加者へのPRを行い、保証促進に努めた。</p> <p>○ 林業・木材産業者等に対する経営診断を行った。</p>	<p>15年度 A</p> <p>16年度 A</p> <p>17年度 A</p> <p>18年度 A</p> <p>19年度 A</p>
	<p>□(4) 漁業信用保険業務における情報提供 A : 実施内容は十分であった B : 実施内容はやや不十分であった C : 実施内容は不十分であった</p>	<p>○ 平成15年度に漁業信用基金協会と信用基金との間の保険引受、回収関係情報の提供をネットワークにより可能とするコンピュータシステムを開発した。その後、基金協会主催のブロック会議におけるネットワークに関する説明・参加要請等を通して、平成19年度末までにネットワークへの参加協会数は22協会となった。</p> <p>○ このほか、漁業信用保険業務において次の保険引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、中期目標期間中に基金協会をはじめ関係機関に提供した。</p> <p>① 漁業統計年報 漁業信用保険業務の引受、弁済及び回収状況を取りまとめたもの。</p> <p>② 業務報告書 漁業信用保険業務の事業概要を取りまとめたもの。</p> <p>③ 漁業経営改善促進資金のリーフレット</p>	<p>A</p>
	<p>□(4) 漁業信用基金協会とのネットワーク化による保険引受・回収関係情報の月例提供 A : 実施した C : 実施しなかった (平成15年度限りの評価指標)</p>		<p>各事業 年度 評価 15年度 A</p>
	<p>□(4) 漁業信用保険業務における情報提供 A : 実施内容は十分であった B : 実施内容はやや不十分であった C : 実施内容は不十分であった (平成16年度以降の評価指標)</p>		<p>16年度 A</p> <p>17年度 A</p> <p>18年度 A</p> <p>19年度 A</p>
	<p>□(5) 農業災害補償関係業務における情報提供</p>	<p>○ 農業災害補償関係業務については、NOSA I イン트라ネットを活用し、農業共済団体の財務調査結果、貸付取扱要領の改正情報等について提供し</p>	<p>A</p>

<p>また、利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させる。</p>	<p>(2) アンケート調査等の実施により、利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させる。</p>	<p>A : 実施内容は十分であった B : 実施内容はやや不十分であった C : 実施内容は不十分であった</p> <p>□(5) 農業災害補償関係業務については、農業共済団体等を相手先とするNOSA Iイントラネットの活用によるより具体的かつ詳細な情報提供 A : 実施した C : 実施しなかった (平成15年度限りの評価指標)</p> <p>□(5) 農業災害補償関係業務における情報提供 A : 実施内容は十分であった B : 実施内容はやや不十分であった C : 実施内容は不十分であった (平成16年度以降の評価指標)</p> <p>□(6) ア. アンケート調査等の実施 A : 実施した C : 実施しなかった</p>	<p>た。</p> <p>○ 信用基金の各業務において、アンケートの実施、会議を通じて利用者の意見を聴取し、それらの意見を業務運営に反映させるよう努めた。</p> <p>① 農業信用保険業務関係 ア アンケートの実施 農協を対象に「農協貸出と農業信用保証保険制度に関する基本動向調査」を各年度に実施し、農協貸出や基金協会保証利用の動向、農業信用保証保険制度に関する意識や要望・意見を聴取するとともに、その結果をとりまとめ、基金協会に配布した。 イ 農業信用保険運営協議会の開催 基金協会及び農林中央金庫の代表を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を各年度に開催し、信用基金の決算、保証保険の概況等について説明し、意見交換を行った。</p> <p>② 林業信用保証業務関係 ア アンケートの実施</p>	<p>各事業年度評価 15年度 A</p> <p>16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p> <p>----- A 各事業年度評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>
---	---	---	--	---

		<p>□(6)イ. アンケート調査等により集めた利用者の意見を的確に業務運営に反映する仕組みの検討・反映 A : 計画どおり実施された B : 概ね計画どおり実施された C : 計画どおり実施されなかった</p>	<p>林業・木材産業者を対象に「林材業の業況動向調査」を各年度に実施し、その結果をとりまとめ、利用者、都道府県及びマスコミに配布して周知を図った。</p> <p>イ 改正建築基準法の施行に伴う住宅着工の落込みの影響に関するアンケートの実施 平成19年度において、2回にわたり、改正建築基準法の施行に伴う住宅着工の落込みの影響が懸念される事業者を対象に経営の現状及び将来見込みについての調査を実施し、その結果を踏まえて、緊急経営支援保証事業の実施（平成19年11月）に取り組んだ。</p> <p>ウ ワンポイントアドバイスに関するアンケートの実施 平成16年度以降、保証利用者の財務状況を分析し、改善に向けた助言を行うワンポイントアドバイスを実施し、これに関連してアンケートを実施したところ「参考になった」との回答を多く得ている。</p> <p>③ 漁業信用保険業務関係 ア アンケートの実施 ・平成16年度に全基金協会を対象に、事務処理の迅速化についての取組状況や漁業保証引受の動向等に関するアンケートを実施した。そのとりまとめ結果については、水産庁、基金協会、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫に配付した。 また、新たな取組として平成16年12月から平成17年1月にかけて、基金協会から現地情勢を聴取するとともに、保証保険業務の適切な運営に向け広く意見交換を行い、業務運営に反映させた。 ・平成18年度に基金協会を対象に「金融機関との責任分担に係るアンケート」を実施し、意見の収集を行い、その結果をとりまとめ、結果概要について基金協会に配布した。</p> <p>イ 漁業信用保険連絡協議会の開催 ・漁業関係団体、農林中央金庫及び（社）漁業信用基金中央会で構成する「漁業信用保険連絡協議会」を開催し、決算や保証保険業務について説明し、意見交換を行った。</p> <p>ウ ブロック会議への出席 各年度に開催された基金協会主催のブロック会議に出席し、漁業信用保険業務の運営に当たっての基本方針について説明し、意見交換を行った。</p> <p>④ 農業災害補償関係業務 ア アンケートの実施 利用者である農業共済団体の意見を事業運営に反映させるため、NO S A Iイントラネットを活用して、農業共済団体の財務調査に関するアンケートを各年度に実施し、調査方法の見直しを行った。</p> <p>イ 農業災害補償運営協議会の開催 農業共済団体の代表及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を各年度に開催し、決算、業務実績について報告し、意見交換を行った。</p>	<p>A</p> <p>各事業年度評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>
--	--	---	--	---

			⑤ 漁業災害補償関係業務 各年度に開催された漁業共済団体主催の漁業共済組合ブロック会議に出席し、漁業共済組合に対し業務内容を説明し、意見交換を行った。	
3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	○ 3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	指標の総数 : 8 評価Sの指標数 : × 3点 = 点 評価Aの指標数 : 8 × 2点 = 16点 評価Bの指標数 : × 1点 = 点 評価Cの指標数 : × 0点 = 点 評価Dの指標数 : × -1点 = 点 合計 16点 (16 / 16 = 100%)	A
保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。	(1) 保険料率及び保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。 ① 保険料率及び保証料率水準を随時点検し、必要に応じ料率等の見直しを行う。その際、以下の措置を講じる。 ・保険料率及び保証料率算定委員会を設置する。 ・保険料率及び保証料率の見直しをルール化する。	□ (1) ア. 農業信用保険業務における保険料率算定委員会の検討 A : 実施した C : 実施しなかった □ (1) ア. 保険料率及び保証料率算定委員会の設置 A : 実施した C : 実施しなかった (平成15年度限りの評価指標) □ (1) イ. 保険料率の検証方法の確立とそのシステム化に向けた検討 A : 達成された B : 概ね達成された C : 達成されなかった (平成15年度限りの評価指標) □ (1) ウ. 農業信用保険業務における保険料率算定委員会の検討 A : 実施した C : 実施しなかった (平成16年度以降の評価指標)	【事業報告書の記述】 ① 農業信用保険業務 ○ 適切な保険料率の適用を確保することにより、当該業務の安定的な運営に資することを目的として、平成15年12月に保険料率算定委員会を設置した。 ○ 中期目標期間の各年度において、保険料率算定委員会を開催し、事故率等保険料率の算定要素の動向について分析するなどの点検、保険料率の見直しに向けた検討を行った。 ○ 保険料率算定委員会における検討の結果、制度資金の効果の発揮や農業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう、平成17年7月に保険料率の引き上げを行うとともに、平成20年7月に保険料率の引き上げを行うこととした。	A 各事業年度評価 15年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A

② 林業信用保証については、利用者ごとのリスクの違いにも配慮した保証料率の導入を平成15年10月1日に行う。

□(1)イ. 林業信用保証業務における保証料率算定委員会の検討
A：実施した
C：実施しなかった

□(1)エ-(7). 林業信用保証業務における保証料率算定委員会の検討
A：実施した
C：実施しなかった
(平成16年度以降の評価指標)

□(1)エ-(イ). 林業信用保証業務について、利用者ごとの財務状況等リスクの違いに配慮した保証料率の導入
A：導入した
C：導入しなかった
(平成15年度限りの評価指標)

② 林業信用保証業務

○ 適切な保証料率の適用を確保することにより、当該業務の安定的な運営に資することを目的として、平成16年3月に保証料率算定委員会を設置した。

○ 中期目標期間の各年度において、保証料率算定委員会を開催し、事故率等保証料率の算定要素の動向について分析するなどの点検、保証料率の見直しに向けた検討を行った。

○ 保証料率算定委員会における検討の結果、制度資金の効果の発揮や林業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて保証収支が均衡するよう平成19年10月に保証料率の引き上げを行った。

○ 平成15年10月から、保証の種類及び利用者（被保証者）ごとの財務状況等リスクの違いにも応じた新たな保証料率を導入した。

ア 林業経営高度化推進資金等の国の制度資金については、従来の保証料率の区分が1区分だったものをリスクの違いに応じて2区分へ改定した。

イ その他一般資金については、保証料率の区分はリスクの違いに応じて3区分へ改定した。

○ その後、平成19年10月の保証料率の改定にあっては、財務状況等リスクに応じてよりきめ細かく保証料率の区分を設定することとし、制度資金、その他一般資金とも8区分へ改定した。

	平成15年10月以前	平成15年10月改正後	平成19年10月改正後	
			4倍協調資金	3倍協調資金等
制度資金	0.65%	0.65%	0.15%	0.10%
			0.30%	0.20%
			0.45%	0.30%
			0.68%	0.45%
			0.83%	0.55%
			0.98%	0.65%
			1.13%	0.75%
			1.35%	0.90%
一般資金	0.68%又は0.73%	0.73%	0.20%	
			0.40%	
			0.60%	
			0.90%	
			1.10%	
			1.30%	

19年度
A

A

16年度
A

17年度
A

18年度
A

19年度
A

15年度
A

			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>1.13%</td> <td>1.50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.80%</td> </tr> </table>			1.13%	1.50%				1.80%	
		1.13%	1.50%									
			1.80%									
		<p>□(1)ウ. 漁業信用保険業務における保険料率算定委員会の検討 A：実施した C：実施しなかった</p> <p>□(1)オ. 漁業信用保険業務における保険料率算定委員会の検討 A：実施した C：実施しなかった (平成16年度以降の評価指標)</p>	<p>③ 漁業信用保険業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な保険料率の適用を確保することにより、当該業務の安定的な運営に資することを目的として、平成16年3月に保険料率算定委員会を設置した。 ○ 中期目標期間の各年度において、保険料率算定委員会を開催し、事故率等の算定要素の動向について分析するなどの点検、保険料率の見直しに向けた検討を行った。 ○ 保険料率算定委員会における検討の結果、制度資金の効果の発揮や漁業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう平成20年4月に保険料率の引き上げを行うこととした。 	<p>A</p> <p>16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>								
	<p>③ 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>□(2) 基金協会職員向けの研修会の開催 A：計画どおり実施された B：概ね計画どおり実施された C：計画どおり実施されなかった</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業信用保険業務 中期目標期間中の各年度に農業信用基金協会の職員を対象とした研修会を以下のとおり開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 求償権管理回収等事務研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・基金協会からの参加者数：延べ206名 ・主な研修内容：求償権の管理回収事例研究、破産法、民法、不動産登記法等の改正、債権の管理回収、不動産競売の実務 ・平均満足度：96% ② 保証審査実務担当者研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・基金協会からの参加者数：延べ267名 ・主な研修内容：保証審査のポイント、実践的財務分析、貸出法務の要点、担保評価の実務、民法改正等 ・平均満足度：94% ○ 漁業信用保険業務 漁業信用基金協会の職員を対象とした全国研修会を以下のとおり開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ・基金協会からの参加者数：延べ68名 ・主な研修内容：漁業保証保険取扱要領の一部改正及び基金協会会計規程の制定案等 	<p>A</p> <p>各事業年度評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>								
	<p>④ 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>□(3) 信用基金の相談機能の強化に向けた取り組み A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業信用保険業務 <ul style="list-style-type: none"> ① 信用基金職員の資質の向上を図るため、求償権管理回収等事務研修会や保証審査実務担当者研修会に職員を参加させたほか、通信教育研修を実施した。 ② 基金協会との個別協議を、以下のとおり実施した。 	<p>A</p> <p>各事業年度評価</p>								

		<p>であった C：取り組みは不十分であった</p>	<p>ア 引受・期中管理に係る個別協議の実施 大口保険引受案件について、事前協議を行った。また、大口保険引受案件のうち経営不振先のものについて、経営状況及び期中管理状況を把握するための現地協議を実施した。</p> <p>イ 支払回収に係る個別協議の実施 ・大口保険金請求案件について、代位弁済前の事前協議を実施した。 ・保険金請求額が多い基金協会と代位弁済の実情について、現地協議を実施した。 ・回収納付見込額達成の督励、大口債務者の回収見通し及び求償権管理回収体制について、現地協議を実施した。</p> <p>ウ 基金協会からの申し出に基づく個別協議の実施 求償権償却や大口求償債務者に係る現況・回収方策について、個別協議を実施した。</p> <p>③ 法務相談 基金協会から寄せられた法務相談のすべてについて、顧問弁護士への相談や、参考文献の活用等により回答した。</p> <p>○ 漁業信用保険業務 ① 信用基金職員の資質の向上を図るため、求償権管理回収等事務研修会や保証審査実務者研修会に職員を参加させた。 ② 基金協会との個別協議を、以下のとおり実施した。 ア 大口保証引受等に係る個別協議の実施 大口保証引受案件について、事前協議を実施した。また、保険金請求額が多い基金協会と保証引受方針等について現地協議を実施した。 イ 支払回収に係る個別協議の実施 ・大口保険金請求案件について、代位弁済前の事前協議を実施した。また、保険金請求額が多い基金協会と代位弁済の要件等について現地協議を実施した。 ・回収目標額達成の督励、求償債務者の回収見通し及び求償権管理回収について、個別協議を実施した。</p> <p>③ 法務相談 基金協会から寄せられた法務相談のすべてについて、現地打ち合せや参考文献の活用等により回答した。</p>	<p>15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>
<p>また、貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>(2) 貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>□(4) ア. 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における貸付金利の適切な設定 A：適切に設定された C：適切に設定されなかった</p>	<p>○ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行っている基金協会への貸付金の金利については、貸付先の基金協会の保証引受に係る財務基盤の強化（基金の減耗を防ぎ、調達コストを軽減）に資するよう、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率とした。中期目標期間中において「預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応した率」が0.019%～0.45%であったため、貸付金利は0.0095%～0.225%とし、農業で1,429件、漁業で1,389件の貸付を実行した。</p>	<p>A 各事業年度評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>

		<p>□(4)イ. 林業信用保証業務における貸付金利の適切な設定 A：適切に設定された C：適切に設定されなかった</p> <p>□(4)ウ. 農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務における貸付金利の適切な設定 A：適切に設定された C：適切に設定されなかった</p>	<p>○ 林業信用保証業務においては、木材産業等高度化推進資金制度に係る都道府県への貸付を行っている。この制度は、都道府県が信用基金からの借入金と自己資金を併せて金融機関に預託し、それを原資に金融機関が林業者等に低金利で貸付を行う仕組みとなっている。本制度における信用基金の貸付金利については、林野庁長官通知において「日本銀行が作成する『預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について』における『預入金額が1千万円以上の定期預金の1週間の預入期間別平均年利率』に掲げる預入期間が1年の利率が1%未満のときは、当該利率とすること」としている。中期目標期間中においては「預入期間が1年の利率」が0.031%~0.293%と1%未満であったため、貸付利率は0.031%~0.293%とし、176件の貸付を実行した。</p> <p>○ 農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務においては、共済団体が行う保険事業等に係る保険金等の支払に必要な資金の貸付を行っている。中期目標期間中における貸付金利については、市中金利等を勘案し、0.30%~1.875%で貸付けた。</p>	<p>18年度 A 19年度 A</p> <p>A</p> <p>各事業年度評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p> <p>A</p> <p>各事業年度評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 【別紙】</p>	<p>◎第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p>	<p>中項目の総数 : 4 評価Sの指標数 : ×3点 = 点 評価Aの指標数 : 3×2点 = 6点 評価Bの指標数 : 1×1点 = 1点 評価Cの指標数 : ×0点 = 点 評価Dの指標数 : ×-1点 = 点</p>	<p>B</p>

務内容の確保が必要不可欠である。
このため、信用基金は、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。

合 計 7点
(7/8 = 88%)

- 1 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組
（支出の削減についての具体的方針及び実績等）
A：計画どおり実施された
B：概ね計画どおり実施された
C：計画どおり実施されなかった
※なお、本指標の評価にあつては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果及び勘定毎の当期損失の状況に十分配慮するとともに、利益剰余金の発生要因等も踏まえて評価するものとする。

- 【事業報告書の記述】
○ 中期目標期間中の事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）、一般管理費、当期損益及び利益剰余金の実績額は、次表のとおりである。

（単位：百万円）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
事業費	34,614 △37.1%	63,098 △42.7%	74,511 △32.3%	65,541 △40.5%	76,397 △30.6%	
一般管理費	1,011 △24.0%	2,234 △16.0%	2,002 △24.7%	1,869 △29.7%	1,939 △27.1%	
当期損益	△1,866	2,250	1,531	△92	△1,300	523
農業信用 保険勘定	△1,181	△338	△118	△220	59	△1,798
林業信用 保証勘定	134	693	810	1,145	285	3,067
漁業信用 保険勘定	△834	1,855	773	△1,096	△1,701	△1,002
農業災害補 償関係勘定	5	△5	25	37	10	71
漁業災害補 償関係勘定	10	45	41	41	47	184
利益剰余金	4,991	7,240	8,771	8,680	7,379	
農業信用 保険勘定	3,351	3,012	2,894	2,674	2,734	
林業信用 保証勘定	134	827	1,637	2,782	3,067	
漁業信用 保険勘定	△834	1,022	1,795	700	△1,002	
農業災害補 償関係勘定	2,368	2,363	2,387	2,425	2,434	
漁業災害補 償関係勘定	△28	16	58	99	146	

- 事業費については、平成14年度予算1,101億9百万円に対し、平成19年度決算では30.6%減の763億97百万円となった。

A
各事業
年度
評価
15年度
A
16年度
A
17年度
A
18年度
A
19年度
A

- 一般管理費については、平成14年度予算26億59百万円に対し、平成19年度決算では、27.1%減の19億39百万円となった。
- 中期目標期間中の当期損益は、法人全体で5億23百万円の利益となり、中期目標期間末の利益剰余金（積立金）は、法人合計で73億79百万円となった。勘定別の内訳は次のとおりである。
 - ・ 農業信用保険勘定では、農業者への融資の円滑化を図るため農業信用基金協会が行う債務保証の保険の業務等を行っているところであるが、原油価格や飼料価格の高騰、農産物価格の低迷等の影響を受け、保険金支払が高水準で推移したことから、平成19年度を除き当期損失金を計上し、中期目標期間合計で17億98百万円の赤字となった。この結果、独法化時に承継した45億円の利益剰余金は、平成19年度末には27億34百万円となった。なお、平成19年度末は支払備金の減少に伴い戻入が発生したこと等により59百万円の利益が生じた。
 - ・ 林業信用保証勘定では、林業者等への融資の円滑化を図るため林業者等への融資の債務保証の業務を行っているところであるが、木材価格の下落等による林業及び国産材関連の木材産業の低迷により、資金需要が減少し、毎年、保証残高が減少して、保証債務損失引当金戻入が発生した。このため、すべての年度において当期利益金を計上し、中期目標期間合計で30億67百万円の黒字となった。この結果、平成19年度末の利益剰余金は30億67百万円となった。
 - ・ 漁業信用保険勘定では、漁業者への融資の円滑化を図るため、漁業信用基金協会が行う債務保証の保険の業務等を行っているところであるが、引き続き資源状況の悪化、魚価の低迷に加えて、中期目標期間中に原油価格が3倍以上に高騰したことの影響を受け、平成18年度・19年度に保険金支払等が増加したことから、多額の当期損失金を計上し、中期目標期間合計で10億2百万円の赤字となった。この結果、平成19年度末には繰越欠損金が10億2百万円となった。
 - ・ 農業災害補償関係勘定では、農業共済団体が円滑な共済金の支払いに必要とする資金の貸付業務を行っているが、職員の削減による人件費の削減を行うなど、一般管理費の抑制を図ったことにより、平成16年度を除くすべての年度において当期利益金を計上し、中期目標期間合計で71百万円の黒字となった。この結果、独法化時に承継した23億63百万円の利益剰余金が、平成19年度末には24億34百万円となった。
 - ・ 漁業災害補償関係勘定では、漁業共済団体が円滑な共済金の支払いに必要とする資金の貸付業務を行っているが、短期借入金の調達にあたり複数の金融機関からの引合いを行ったことによる支払利息の圧縮、一般管理費の抑制を図ったことにより、すべての年度において当期利益金を計上し、中期目標期間合計で1億84百万円の黒字となった。この結果、独法化時に承継した38百万円の欠損金を解消し、平成19年度末には利益剰余金が146百万円となった。
- 中期目標期間中の各年度において損益計算により生じた利益は、積立金として計上し、目的積立金は計上しなかったが、これは、保証・保険業務

			<p>において、近年、赤字基調にある中で、保険事故等の発生によって生じた損失の補てんに充てる必要があること、災害貸付業務において、大災害に備え貸付原資として確保しておく必要があることによるものである。</p> <p>〔中期目標期間に係る予算、収支計画及び資金計画の決算及び実績に〕 については別添のとおり。</p>	
		<p>[中期目標終了時の評価] ○2 法人運営における資金の配分状況 (運営費交付金の配分) A: 効果的な資金の配分は十分であった B: 効果的な資金の配分はやや不十分であった C: 効果的な資金の配分は不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ○ 運営費交付金については、交付目的に沿って林業信用保証勘定に配分し、適正に執行した。</p>	<p>A</p> <p>各事業 年度 評価 15年度 A</p>
<p>1 業務収支の均衡 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定のほか、次の①から③の定めるところにより、業務収支の均衡（経常損益ベース）を達成する。</p>	<p>○3 業務収支の均衡 「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）における収支改善に関する指摘に鑑み、業務収支に関する目標を設定することとする。</p>	<p>指標の総数 : 7 評価Sの指標数 : ×3点 = 点 評価Aの指標数 : 5×2点 = 10点 評価Bの指標数 : 2×1点 = 2点 評価Cの指標数 : ×0点 = 点 評価Dの指標数 : ×-1点 = 点 合 計 12点 (12/14 = 86%)</p>		B
<p>① 中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、信用基金が保証契約の当事者となる林業信用保証業務においては、引受審査能力の向上等によりその代位弁済率を2.98%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保証業務及び漁業信用保証業務においては、基金協会の引受審査</p>	<p>(1) 代位弁済率及び事故率 [中期目標終了時の評価] □(1)ア. 林業信用保証業務は、代位弁済率を2.98%以下とする A: 設定した目標の達成度が100%以上であった B: 設定した目標の達成度が70%以上100%未満であった C: 設定した目標の達成度が70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ○ 中期目標期間中に保証契約を締結した案件についての代位弁済率は、次のとおりである。 林業信用保証業務 2.85% 〔中期目標期間中（平成15年度下期から平成19年度）に保証引受した案件の当該期間中の代位弁済額／中期目標期間中に保証引受した額〕 = 5,448,637千円／190,858,758千円 中期目標期間中に保証契約を締結した案件に係る代位弁済率は、長期にわたる木材価格の低迷や平成19年度の改正建築基準法の施行に伴う住宅着工の急減等林業・木材産業をめぐる厳しい経営環境の影響による代位弁済率上昇要因はあったものの、求償権の管理・回収に向けた取り組み、厳</p>		A

<p>能力の向上に資する連携強化等により、農業信用保険業務にあってはその事故率を0.13%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p> <p>② 基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。</p>	<p>□(1)イ. 農業信用保険業務は、事故率を0.13%以下とする</p> <p>A：設定した目標の達成度が100%以上であった</p> <p>B：設定した目標の達成度が70%以上100%未満であった</p> <p>C：設定した目標の達成度が70%未満であった</p>	<p>格な保証審査、適切な期中管理や保証料率の改定等の収支改善に向けた取り組みの励行により、設定した目標を達成した。</p> <p>○ 中期目標期間中に保険契約を締結した案件についての事故率は、次のとおりである。</p> <p>農業信用保険業務 0.12%</p> <p>（中期目標期間中（平成15年度下期から平成19年度）に保険引受した案件の当該期間中の保険金支払額／（中期目標期間中に保険引受した額×保険補填率（70%）） $= 2,118,219 \text{千円} / (2,516,782,680 \text{千円} \times 0.7)$</p> <p>中期目標期間中に保険契約を締結した案件に係る事故率は、原油価格や飼料価格の高騰、農産物価格の低迷等の影響による事故率上昇要因はあったものの、求償権の管理・回収へ向けた取り組み、事前協議の徹底や事前協議の範囲の拡大、部分保証の導入等の収支改善に向けた取り組みの励行により、設定した目標を達成した。</p>	<p>A</p>
	<p>□(1)ウ. 漁業信用保険業務は、事故率を1.15%以下とする</p> <p>A：設定した目標の達成度が100%以上であった</p> <p>B：設定した目標の達成度が70%以上100%未満であった</p> <p>C：設定した目標の達成度が70%未満であった</p> <p>（注）代位弁済率、事故率の評価にあたっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮するものとする。</p>	<p>○ 中期目標期間中に保険契約を締結した案件についての事故率は、次のとおりである。</p> <p>漁業信用保険業務 1.51%</p> <p>（中期目標期間中（平成15年度下期から平成19年度）に保険引受した案件の当該期間中の代位弁済額／中期目標期間中保険引受した額 $= 7,944,486 \text{千円} / 525,438,351 \text{千円}$</p> <p>中期目標期間中に保険契約を締結した案件に係る事故率は、求償権の管理・回収の強化に向けた取り組み、事前協議の徹底や事前協議の範囲の拡大等収支改善に向けた取り組みの励行にもかかわらず、引き続き資源状況の悪化、魚価の低迷に加えて中期目標期間中に原油価格が3倍以上に高騰したことの影響を受け、とりわけ遠洋まぐろはえ縄漁業者等において多額の代位弁済が発生したことから、設定した目標値を上回ることとなった。</p>	<p>B</p>
	<p>(2) 求償権の回収、保険料・保証料等の徴収</p> <p>□(2)ア. 求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させる。</p> <p>A：設定した目標が達成さ</p>	<p>○ 中期目標期間中の回収金収入の目標及び実績は次表のとおりである。基金協会との連携強化、サービサーの活用など求償権の管理・回収の強化に向けた取組を行ったが、全体としては、目標を下回ることとなった。これは、林業信用保証業務において、山林担保価値及び流動性の低下等により、回収実績が上がらなかったことによる。</p>	<p>B</p> <p>各事業 年度 評価</p>

れた
 B : 設定した目標が概ね達成された
 C : 設定した目標が達成されなかった

(単位：百万円)

	回収目標(A)	回収実績(B)	(B) / (A)
農業信用保険業務			
15年度	1,434	1,462	102%
16年度	2,978	2,961	99%
17年度	3,155	2,972	94%
18年度	3,307	3,075	93%
19年度	3,481	2,964	85%
計	14,355	13,434	94%
林業信用保証業務			
15年度	630	470	75%
16年度	1,084	370	34%
17年度	1,430	452	32%
18年度	1,259	423	34%
19年度	680	488	72%
計	5,083	2,203	43%
漁業信用保険業務			
15年度	1,035	1,194	115%
16年度	1,668	1,576	94%
17年度	1,534	1,597	104%
18年度	1,411	1,448	103%
19年度	1,288	1,589	123%
計	6,936	7,404	107%
合 計			
15年度	3,099	3,126	101%
16年度	5,730	4,907	86%
17年度	6,119	5,022	82%
18年度	5,977	4,946	83%
19年度	5,449	5,041	93%
計	26,374	23,042	87%

15年度
 A
 16年度
 B
 17年度
 B
 18年度
 B
 19年度
 A

□(2)イ. 保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する
 A : 設定した目標が達成された
 B : 設定した目標が概ね達成された
 C : 設定した目標が達成されなかった

○ 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務における保険料又は保証料及び貸付金利息は、予め納入期限、保険料、保証料及び貸付金利息の額を連絡することにより全額徴収した。

A
 各事業
 年度
 評価
 15年度
 A
 16年度
 A
 17年度
 A
 18年度

<p>③ 共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。</p>	<p>□(2) ウ. 共済団体等に対する貸付けの回収は、確実に徴収する A : 設定した目標が達成された B : 設定した目標が概ね達成された C : 設定した目標が達成されなかった</p>	<p>○ 共済団体に対する貸付けについては、貸付けに係る借入申込書及び償還計画書の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、共済団体に対して予め償還期限、貸付金及び貸付金利息の額を連絡することにより全額回収した。</p>	<p>A 19年度 A A 各事業 年度 評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>
	<p>□(3) 求償権の管理・回収、保険料・保証料等の確実な徴収等収支改善に向けた取り組み A : 取り組みは十分であった B : 取り組みはやや不十分であった C : 取り組みは不十分であった</p>	<p>○ 求償権の管理・回収の強化に向けた取り組み ① 農業信用保険業務 大口債務者に係る代位弁済の状況についての基金協会との現地協議の実施、求償権管理回収等事務研修会の開催、次年度保険金・回収見込額の基金協会に対する調査、また、当年度事業見込み、次年度事業計画について申し出のあった基金協会との個別協議の実施などを通じ、基金協会との連携強化に努めた。また、基金協会に対しサービスの活用を促すなど回収促進に努めた。 ② 林業信用保証業務 信用基金が直接に回収を行うものについては、年度当初及び期中において重要事案を中心に具体的取組方針を協議しつつ、回収チームを編成して現地交渉や催告書による請求を増やすことなどにより回収実績の向上に努めた。また、債権回収業者（サービサー）と連携して定期的に回収方針の打合せを行うとともに、競売の申し立てや訴えの提起の法的措置を講ずることなどにより回収実績の向上に努めた。 ③ 漁業信用保険業務 求償権を有する基金協会より「求償権分類管理表」及び「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過についての情報を共有するとともに、求償権回収方針や求償債務者の現況について基金協会との個別協議の実施を通じ、基金協会との連携強化に努めた。また、求償権回収の一層の促進を図るため、平成19年度から求償権回収実績が低い基金協会を対象に、求償権回収の徹底に係る個別協議を行った。</p>	<p>A 各事業 年度 評価 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>

○ その他収支改善に向けた取り組み

① 農業信用保険業務

ア 大口保険引受案件について、保証引受前に基金協会と事前協議を行い、審査を徹底した。これにより、大口引受案件延べ1,232件のうち、引受に至らなかった案件は延べ34件、融資条件が変更された案件（担保、保証人、償還金額の変更）は延べ82件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年4月から畜特資金、負担軽減支援資金について対象金額を1億円から5千万円に引き下げ、同年7月に保険対象となった家畜飼料支援特別資金についても対象金額を5千万円以上とした。

イ 基金協会に対し、延滞案件の早期把握、督促の徹底や経営不振の被保証先に対する期中管理の徹底を要請するとともに、大口保険金請求予定案件延べ136件について、代位弁済前の事前協議を行った。この事前協議により、免責を行った案件は延べ5件、回収計画の策定について申し送りをした案件は延べ4件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、19年4月より事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に拡大した。

ウ 負債整理資金である畜特資金・負担軽減支援資金については、平成19年4月から部分保証を導入した。

エ 保険料率については、制度資金の効果の発揮や農業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう平成20年7月から保険料率の引き上げを行うこととした。

② 林業信用保証業務

ア 審査協議会の開催を通じた厳格な保証審査（審査協議延べ990件、延べ477件について保全措置の追加、拒否等の対応）、適切な期中管理（現地調査の実施、長期保証についての決算書の徴求）、経営悪化がみられる保証先について融資機関等との協議による経営健全化への支援により代位弁済の抑制に努めた。

また、融資機関へのPRなどの働きかけを行い、優良保証先の確保に努めた。

イ 保証料率については、制度資金の効果の発揮や林業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて保証収支が均衡するよう平成19年10月から保証料率の引き上げを行った。

ウ 100%保証の資金を平成20年6月から法定計画に基づく資金等政策性の高いものに限定し、その他の資金は部分保証へ移行することとした。

③ 漁業信用保険業務

ア 大口保証引受案件については、対象案件（延べ140件）のすべてについて事前協議を実施した。これにより、融資条件が変更された案

			<p>件（融資期間の短縮、期中管理の徹底）は延べ2件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、借替緊急融資資金について、平成19年4月から事前協議の対象金額を2分の1に引き下げた。</p> <p>イ 基金協会に対し、延滞案件の早期把握、督促の徹底や期中管理の徹底を要請するとともに、大口保険金請求予定案件延べ204件のすべてについて事前協議を行った。この事前協議により、回収計画の策定や保証審査の厳格化について申し送りをした案件は延べ42件であった。また、平成19年4月より事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に拡大した。</p> <p>ウ 経営安定資金について、平成20年4月から部分保証を導入することとした。</p> <p>エ 保険料率については、制度資金の効果の発揮や漁業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう平成20年4月から保険料率の引き上げを行うこととした。</p>																												
<p>2 責任準備金の計上</p> <p>保証・保険に係る業務については、適切な責任準備金の計上を行う。</p>		<p>○4 責任準備金の適切な計上</p> <p>A：適切であった C：不適切であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>○ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の責任準備金については、将来の保険金支払リスクに見合うものとして、林業信用保証業務の保証債務損失引当金については、債務保証の履行によって生じる損失に見合うものとして、会計規程に基づき、次表のとおり計上した。</p> <table border="1" data-bbox="1160 807 1973 1010"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">責任準備金</th> <th>保証債務損失引当金</th> </tr> <tr> <th>農業信用保険業務</th> <th>漁業信用保険業務</th> <th>林業信用保証業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>6,523百万円</td> <td>5,068百万円</td> <td>8,839百万円</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>6,513百万円</td> <td>4,401百万円</td> <td>8,083百万円</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>6,257百万円</td> <td>3,538百万円</td> <td>7,362百万円</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>5,630百万円</td> <td>3,623百万円</td> <td>5,626百万円</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>4,571百万円</td> <td>3,180百万円</td> <td>4,696百万円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	責任準備金		保証債務損失引当金	農業信用保険業務	漁業信用保険業務	林業信用保証業務	15	6,523百万円	5,068百万円	8,839百万円	16	6,513百万円	4,401百万円	8,083百万円	17	6,257百万円	3,538百万円	7,362百万円	18	5,630百万円	3,623百万円	5,626百万円	19	4,571百万円	3,180百万円	4,696百万円	<p>A</p> <p>各事業年度評価</p> <p>15年度 A</p> <p>16年度 A</p> <p>17年度 A</p> <p>18年度 A</p> <p>19年度 A</p>
年度	責任準備金		保証債務損失引当金																												
	農業信用保険業務	漁業信用保険業務	林業信用保証業務																												
15	6,523百万円	5,068百万円	8,839百万円																												
16	6,513百万円	4,401百万円	8,083百万円																												
17	6,257百万円	3,538百万円	7,362百万円																												
18	5,630百万円	3,623百万円	5,626百万円																												
19	4,571百万円	3,180百万円	4,696百万円																												
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>○長期借入金の条件</p> <p>独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)第17条第1項(漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第196条の11第1項又は林業経営基盤の</p>		<p>◎第4 長期借入金の条件</p>	<p>中項目の総数 : 1</p> <p>評価Sの指標数 : ×3点 = 点</p> <p>評価Aの指標数 : 1×2点 = 2点</p> <p>評価Bの指標数 : ×1点 = 点</p> <p>評価Cの指標数 : ×0点 = 点</p> <p>評価Dの指標数 : ×-1点 = 点</p> <p>合計 2点</p> <p>(2/2 = 100%)</p>	<p>A</p>																											

<p>強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>		<p>○ 市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る A：実施した B：一部実施できなかった C：実施できなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ○ 林業信用保証業務における農林漁業金融公庫に対する資金寄託業務の財源として、中期目標期間中に、次表のとおり長期借入れを行った。 借入れにあたっては、平成16年度までは、融資機関と交渉する方法により行っていたが、一層の事業費の節減につながるよう平成17年度以降は一般競争入札を実施した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">借入時期</th> <th rowspan="2">借入金額</th> <th rowspan="2">借入利率</th> <th colspan="2">(参考)</th> </tr> <tr> <th>国債利率(5年)</th> <th>長プラ利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>15年10月</td> <td>1,996</td> <td>0.859%</td> <td>0.409%</td> <td>1.65%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">16</td> <td>16年6月</td> <td>575</td> <td>1.227%</td> <td>0.777%</td> <td>1.90%</td> </tr> <tr> <td>16年10月</td> <td>2,268</td> <td>0.930%</td> <td>0.480%</td> <td>1.70%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">17</td> <td>17年6月</td> <td>972</td> <td>0.320%</td> <td>0.319%</td> <td>1.50%</td> </tr> <tr> <td>17年10月</td> <td>1,982</td> <td>0.637%</td> <td>0.624%</td> <td>1.80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">18</td> <td>18年6月</td> <td>768</td> <td>1.318%</td> <td>1.299%</td> <td>2.50%</td> </tr> <tr> <td>18年10月</td> <td>1,407</td> <td>1.246%</td> <td>1.012%</td> <td>2.35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">19</td> <td>19年6月</td> <td>1,808</td> <td>1.322%</td> <td>1.246%</td> <td>2.25%</td> </tr> <tr> <td>19年10月</td> <td>3,766</td> <td>1.295%</td> <td>1.130%</td> <td>2.25%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	借入時期	借入金額	借入利率	(参考)		国債利率(5年)	長プラ利率	15	15年10月	1,996	0.859%	0.409%	1.65%	16	16年6月	575	1.227%	0.777%	1.90%	16年10月	2,268	0.930%	0.480%	1.70%	17	17年6月	972	0.320%	0.319%	1.50%	17年10月	1,982	0.637%	0.624%	1.80%	18	18年6月	768	1.318%	1.299%	2.50%	18年10月	1,407	1.246%	1.012%	2.35%	19	19年6月	1,808	1.322%	1.246%	2.25%	19年10月	3,766	1.295%	1.130%	2.25%	<p style="text-align: center;">A</p> <p>各事業年度評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>
年度	借入時期	借入金額	借入利率					(参考)																																																						
				国債利率(5年)	長プラ利率																																																									
15	15年10月	1,996	0.859%	0.409%	1.65%																																																									
16	16年6月	575	1.227%	0.777%	1.90%																																																									
	16年10月	2,268	0.930%	0.480%	1.70%																																																									
17	17年6月	972	0.320%	0.319%	1.50%																																																									
	17年10月	1,982	0.637%	0.624%	1.80%																																																									
18	18年6月	768	1.318%	1.299%	2.50%																																																									
	18年10月	1,407	1.246%	1.012%	2.35%																																																									
19	19年6月	1,808	1.322%	1.246%	2.25%																																																									
	19年10月	3,766	1.295%	1.130%	2.25%																																																									
	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p style="text-align: center;">2,975億円</p>	<p>◎第5 短期借入金の限度額</p>	<p>中項目の総数 : 1 評価Sの指標数 : ×3点 = 点 評価Aの指標数 : 1×2点 = 2点 評価Bの指標数 : ×1点 = 点 評価Cの指標数 : ×0点 = 点 評価Dの指標数 : ×-1点 = 点 合計 2点 (2/2 = 100%)</p>	<p style="text-align: center;">A</p>																																																										
		<p>【中期目標終了時の評価】 ○ 短期借入金の限度額 A：短期借入金は限度額の範囲となった C：短期借入金は限度額の範囲を超えた</p>	<p>【事業報告書の記述】 ○ 農業災害補償関係業務においては、農業共済団体に対する貸付金原資とするため、漁業災害補償関係業務においては、漁業共済団体に対する貸付金原資とするため、一時的に不足する資金について、次表のとおり、短期借入れを行った。農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務の中期目標期間中の借入金の累計額は1,152億円であり、限度額の2,975億円の範囲内であった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">借入金額</th> </tr> <tr> <th>農業災害補償関係業務</th> <th>漁業災害補償関係業務</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>50,049</td> <td>10,941</td> <td>60,990</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>6,457</td> <td>20,177</td> <td>26,634</td> </tr> </tbody> </table>	年度	借入金額			農業災害補償関係業務	漁業災害補償関係業務	計	15	50,049	10,941	60,990	16	6,457	20,177	26,634	<p style="text-align: center;">A</p>																																											
年度	借入金額																																																													
	農業災害補償関係業務	漁業災害補償関係業務	計																																																											
15	50,049	10,941	60,990																																																											
16	6,457	20,177	26,634																																																											

17	300	15,999	16,299
18	90	8,040	8,130
19	—	3,141	3,141
計	56,896	58,298	115,194

第5 重要な財産の譲渡等の計画
事務所の統合に伴い、一番町事務所（全国農業共済会館6階）の譲渡を計画的に行う。

◎第6 重要な財産の譲渡等の計画

中項目の総数 : 1
 評価Sの指標数 : ×3点 = 点
 評価Aの指標数 : 1×2点 = 2点
 評価Bの指標数 : ×1点 = 点
 評価Cの指標数 : ×0点 = 点
 評価Dの指標数 : ×-1点 = 点
 合計 : 2点
 (2/2 = 100%)

A

[中期目標終了時の評価]
 ○ 一番町事務所の譲渡の計画的実施
 A : 計画どおり完了した
 B : 概ね計画どおり完了した
 C : 不十分

【事業報告書の記述】
 ○ 平成16年1月、農業災害補償部門内に関係役職員を構成員とする事務所売却検討委員会を設置し、一番町事務所（全国農業共済会館6階）の譲渡方法、譲渡予定価額、譲渡スケジュールについて検討を行った。
 ○ 平成17年2月に、(社)全国農業共済協会に譲渡した。

A

○ 一番町事務所の譲渡の計画的実施
 A : 順調に進んでいる
 B : 概ね順調に進んでいる
 C : 不十分
 当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。
 (平成15年度限りの評価指標)

○ 一番町事務所の譲渡の計画的実施
 A : 所要の手続を進め、16年度中に譲渡を完了した。
 B : 所要の手続を進め、1

各事業
 年度
 評価
 15年度
 A

16年度

		<p>6年度中に譲渡を概ね完了した。</p> <p>C：不十分 当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。 (平成16年度限りの評価指標)</p>	A
<p>第6 剰余金の使途</p> <p>農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融業務に精通した人材の育成・研修 ・政策金融の進展に適合する各種システムの開発 ・債権管理強化のため連携する県単位機関等の能力の向上 <p>の使途に使用</p>	<p>◎第7 剰余金の使途</p> <p>○ 当該事業年度に係る剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果</p> <p>A：得られた成果は十分であった</p> <p>B：得られた成果はやや不十分であった</p> <p>C：得られた成果は不十分であった</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。(ただし、中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)</p>	<p>○ 各年度とも中期計画に定めた使途に充てることのできる剰余金(目的積立金)は生じなかった。</p>	
<p>第7 施設及び設備に関する計画</p> <p>4分野に分かれている事務所の統合を計画的に行う。</p>	<p>◎第8 施設及び設備に関する計画</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中項目の総数 : 1</p> <p>評価Sの指標数 : × 3点 = 点</p> <p>評価Aの指標数 : 1 × 2点 = 2点</p> <p>評価Bの指標数 : × 1点 = 点</p> <p>評価Cの指標数 : × 0点 = 点</p> <p>評価Dの指標数 : × -1点 = 点</p> <p>合計 2点</p> <p>(2 / 2 = 100%)</p> </div>	A
	[中期目標終了時の評価]	【事業報告書の記述】	

		<p>○ 事務所統合の計画的実施 A：計画どおり完了した B：概ね計画どおり完了した C：不十分</p> <p>○ 事務所統合の計画的実施 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分 当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。 (平成15年度限りの評価指標)</p> <p>○ 事務所統合の計画的実施 A：計画どおり完了した B：概ね計画どおり完了した C：不十分 当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。 (平成16年度限りの評価指標)</p>	<p>○ 4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を、平成16年12月を目途に本部事務所（千代田区内神田コープビル）に統合することとし、統合のための所要の準備を進め、平成16年12月6日に本部事務所に統合を完了した。</p>	<p>A</p> <p>各事業 年度 評価 15年度 A</p> <p>16年度 A</p>
	<p>第8 人事に関する計画</p>	<p>◎第9 人事に関する計画</p> <p>職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p>	<p>中項目の総数 : 2 評価Sの指標数 : ×3点= 点 評価Aの指標数 : 2×2点= 4点 評価Bの指標数 : ×1点= 点 評価Cの指標数 : ×0点= 点 評価Dの指標数 : ×-1点= 点 合計 : 4点 (4/4=100%)</p>	<p>A</p>
	<p>(1) 方針 農林漁業金融をめぐる情</p>			

	<p>勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。</p> <p>また、管理部門の業務の効率化を図ること等により、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。</p>			
	<p>(2) 人員に係る指標</p> <p>① 認可法人の時と比べて管理部門の常勤職員数を削減する。</p> <p>② 期末の常勤職員数は期初を上回らないものとする。</p> <p>(参考1)</p> <p>期初の常勤職員数 130名</p> <p>期末の常勤職員数の見込み 123名</p> <p>(前倒分と合わせて10名の減)</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み75億円。</p> <p>ただし、上記の額は、役員給与、職員給与、嘱託手当、社会保険料負担金及び退職給付引当金繰入に相当する範囲の費用である。</p>	<p>○1 人員に関する指標</p> <p>A：計画どおりに実施された</p> <p>B：概ね計画どおりに実施された</p> <p>C：計画どおりに実施できなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>○ 管理部門（総務部、経理部）について、平成16年12月の事務所統合時に、総務部及び経理部をそれぞれ1課削減するとともに、給与計算・社会保険事務の外部委託により、人員の4名を削減した。また、事務の一層の合理化を図ることにより、平成18年4月に1名、平成20年1月に3名をそれぞれ削減した。これにより、独立行政法人移行後の管理部門について、8名の人員削減を行った。</p> <p>○ 信用基金の常勤職員数については、期初（平成15年10月1日時点）の130名から、平成16年度に4名、平成17年度に2名、平成19年度に1名の計7名の削減を行い、期末（平成19年度末）は123名となった。また、独立行政法人化に先立ち、事務所統合効果を見据えた人員削減を前倒しで3名行っていることから、この分と合わせて10名の削減を行った。</p> <p>○ 中期目標期間中の人件費の実績額は、66億3百万円であり、中期目標期間中の人件費総額見込みの75億円を下回った。</p>	<p>A</p> <p>各事業年度評価</p> <p>15年度 A</p> <p>16年度 A</p> <p>17年度 A</p> <p>18年度 A</p> <p>19年度 A</p>
	<p>(3) 人材の確保及び養成に関する計画</p>	<p>○2 人材の確保及び養成に関する計画</p>	<p>指標の総数 : 3</p> <p>評価Sの指標数 : ×3点 = 点</p> <p>評価Aの指標数 : 3×2点 = 6点</p> <p>評価Bの指標数 : ×1点 = 点</p> <p>評価Cの指標数 : ×0点 = 点</p> <p>評価Dの指標数 : ×-1点 = 点</p>	<p>A</p>

		合 計	6 点 (6 / 6 = 100%)	
<p>① 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、4分野の事務所統合にあわせ、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p> <p>② 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用(交流)した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p>	<p>□(1) 専門性を有する人材の確保 A : 取り組みは十分であった B : 取り組みはやや不十分であった C : 取り組みは不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>○ 専門性を有する人材の確保へ向けて次の取り組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用予定職員の募集に際しては、信用基金の業務内容を積極的にアピールしつつ、新規学卒者に加え民間企業に勤務する金融・保険業務経験者も対象として、ホームページで周知を図った。 ・金融実務に精通した人材を平成16年4月に採用し、当該職員の専門的知見を効果的に発揮できる部署に配置した。 ・平成17年度に金融実務等に精通した人材を金融機関等から受け入れ、これら職員の専門的知見を効果的に発揮できる部署に配置した。 ・専門的知識に優れた人材を確保するため、平成19年度から定年退職者の再雇用制度を導入した。 	A	
	<p>□(1) 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材の確保 A : 計画どおりに実施された B : 概ね計画どおりに実施された C : 計画どおりに実施できなかった (平成17年度までの評価指標)</p> <p>□(1) 専門性を有する人材の確保 A : 取り組みは十分であった B : 取り組みはやや不十分であった C : 取り組みは不十分であった (平成18年度以降の評価指標)</p>		<p>○ 職員の専門性を育成するため、以下の措置を講じた。</p> <p>① 農業信用基金協会と信用基金の職員の人事交流の実施</p> <p>② 研修計画に基づく研修の実施 (具体的な内容は次項に記載)</p>	各事業 年度 評価 15年度 A 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A
	<p>□(2) ア. 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理 A : 計画どおりに実施された B : 概ね計画どおりに実施された C : 計画どおりに実施できなかった</p>			A
			各事業 年度 評価 15年度 A 16年度	

				A 17年度 A 18年度 A 19年度 A
		<p>□(2)イ. 職員に対する研修制度の充実</p> <p>A : 計画どおりに実施された</p> <p>B : 概ね計画どおりに実施された</p> <p>C : 計画どおりに実施できなかった</p>	<p>○ 以下のとおり中期目標期間中の研修を充実させた。</p> <p>① 研修計画に基づく研修の実施 (計画的養成研修)</p> <p>ア 新規採用研修(新規採用者に信用基金の業務を理解させる研修)</p> <p>イ 一般職員研修(課長補佐以下の職員に対し専門的知識を付与するための研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の見方と経営分析の手法に関する研修 ・保険数理の基礎を理解する研修 <p>ウ 現地研修(課長補佐以下の職員に対し農林漁業の経営実態を把握させる研修)</p> <p>エ 課長研修(課長職を対象とした部下指導のあり方、職場の活性化、リーダーシップ発揮の手法、メンタルヘルスに関する研修)</p> <p>(能力開発研修)</p> <p>ア 実践的研修(全職員を対象に農林漁業の情勢、経済・金融情勢、コンプライアンス、個人情報保護等、専門的知識を習得させる研修)</p> <p>イ 専門的研修(信用基金の各業務又は他法人が行う研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業の現状を把握させる現地研修(林業信用保証業務主催) ・政府関係法人会計事務研修(財務省会計センター主催) ・予算編成支援システム研修(財務省会計センター主催) ・評価・監査セミナー(総務省行政評価局主催) ・金融・保証等に関する通信教育研修(財務入門コース、財務基礎コース、証券基盤、債権管理・回収実践対策講座、演習債権管理回収コース、信用事業税務、トラブルを防ぐ融資法務) <p>② 関係機関との合同研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初級職員研修会 ・求償権管理回収等事務研修会 ・保証審査実務担当者研修会 ・全国研修会 <p>③ なお、職員の士気向上に役立てるため、平成18年度に業務改善提案制度を導入し、平成19年度に一層充実させた。</p>	<p>A</p> <p>各事業 年度 評価 15年度 B 16年度 A 17年度 A 18年度 A 19年度 A</p>

(総合評価)

総合評価結果	備 考
<p>1. 総合評価結果：中期目標期間における業務については適切に行われている。(A) (評価に至った理由) 法人の中期計画項目について、法人からの自己評価をもとに、評価基準に基づき評価を行った。 その結果、一部の項目にB評価はあったものの、総じて高い評価であることから、総合評価はA評価とした。 今後、第二期中期目標期間においても役職員一体となった取組を通じ、農林漁業者の信用力補完という当該法人の重要な役割が十分に発揮されることを期待する。 なお、中期目標期間に係る評価においてS評価、D評価となる項目はなかった。</p> <p>2. 中項目の5段階評価結果 ・中項目の総数：19 うち評価Sの指標数： ×3点＝ 点 評価Aの指標数：18×2点＝36点 評価Bの指標数： 1×1点＝ 1点 評価Cの指標数： ×0点＝ 点 評価Dの指標数： ×-1点＝ 点 合 計 37点 (37/38＝97%)</p> <p>3. 留意事項等 中期目標期間を通して全体として見れば、高く評価できるものと考えられる。 〔1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置〕について (1) 事業費の削減については、数値的に大幅な削減が行われているが、その太宗を占める貸付事業の減少については、認定農業者等担い手向け融資等の取組は行われているものの、長引く低金利情勢により低利資金の有利性が薄れたこと等外的要因による減少が大きなものとなっている。 (2) 業務運営体制の効率化については、平成16年12月6日に、それまで4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所の本部事務所（千代田区内神田コープビル）への統合を完了し、一体的に業務運営ができることとした。この事務所統合の成果を踏まえ、段階的に管理部門のスリム化等の組織体制の見直しを実施していること等から、効率化に向け十分な努力が行われている。 (3) 経費支出の抑制については、人員削減等による人件費削減、事務所統合による事務所借料の節減、電算システムの自主運用による委託費の削減等により経費の削減に取り組んでいる。 平成18年度から減損処理の仕組みを導入したが、その過程において、減損が認識されなかった土地、建物等の固定資産も含めて適正な資産評価を行い、その保有目的、利用状況を把握しているほか、固定資産のうち信用基金が保有する宿舎について、その有効活用を図るため、当該法人の職員のほか、他の独立行政法人や国に在籍する職員に対しても、当該法人の宿舎の貸与ができるよう宿舎等貸与規程の改正を行っており、適正な資産の活用に向け取り組んでいる。 官民競争入札については実施していないが、これは、貸付金の回収業務については、貸付対象が農業信用保証保険法等の法令に基づき設立された公的団体であり、また、貸付件数も限られていることから、官民競争入札の対象となるほどの業務量はないこと、民間に委託することにより効率的に実施できる業務（債権回収業務、給与計算事務等）については既に外部委託していることによるものであり、やむを得ないとする。 平成15年10月に制定した契約事務取扱要領の中で、随意契約にできる場合を国の基準に準じて規定した。さらに、公共調達に関する国の取組等を踏まえ、平成19年に「随意契約見直し計画」を策定するとともに、計画の進捗の管理とその厳正な実施を行うため、同年12月に契約審査会を設置している。また、同年9月に、契約情報公表要領を定め、一定金額以上の契約については契約締結日から10日以内にホームページにおいて公表を行っている。さらに、契約に関する問い合わせの総合窓口を設置するとともに平成19年12月に総合評価落札方式による一般競争の仕組みの検討等を行うプロジェクトチームを設置しており、「随意契約見直し</p>	

計画」にしたがって、随意契約の適正化に向けた取組みが行われている。また、平成19年度に締結した随意契約については、その理由が適正であることを確認した。加えて、平成15年度から平成19年度に実施した一般競争入札のうち落札率が高い契約が1件(96.6%、4,463千円)あったが、これは、予定価格の積算に当たって、同じ事業を行っている社会保険労務士の標準報酬額をホームページ等から収集し、その平均報酬額を基に算定したことから、実勢価格に近く、落札率が高くなったためであることを確認した。なお、平成20年度の監事監査において、平成19年度における随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の実施は適正であったことが確認されている。

なお、当該法人には関連法人はない。

給与水準の改善については、対国家公務員指数の引下げに向けて、中期目標期間中において、国以上の給与カーブのフラット化及び特別都市手当の抑制、職務手当の引下げ等の措置を行っている。この結果、平成19年度の対国家公務員指数(地域別・学歴別)は16年度比で▲3.7ポイント減少し102.0となり、地域別・学歴別を勘案しない対国家公務員指数は15年度比で▲6.4ポイント減少し118.0となっており、改善努力が行われている。さらに、給与水準の公表資料において、国に比べて給与水準が高くなっている理由、給与水準は正の目標水準、具体的な改善策等について十分に国民の理解が得られる説明が行われているものと認められる。

今後も適切な経費の削減等に取り組むことにより、第二期中期計画が着実に達成されることを期待する。

- (4) 内部監査の充実については、内部監査担当部署を企画調整室に所掌させることとし、平成17年2月に内部監査規程及び内部監査マニュアルを制定している。その後、内部監査の形骸化を防ぐべく、内部監査体制の一層の充実・強化を図るため、平成19年12月に内部監査規程及び内部監査マニュアルの全面改正を行い、内部監査の実施を担当する部署を監理室(新設)として、自己査定業務を含む業務全般について内部管理態勢の評価や問題点の改善方法の提言等まで踏み込んだ監査を実施する体制を整備するとともに、内部監査を補完する仕組みとして、事務ミスの実態把握と管理を行うため、各業務ごとに事務リスクの自主点検を実施する仕組みを整備している等内部監査体制の充実のための取組みが行われている。

また、コンプライアンス態勢の整備を図るため、平成19年12月にコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会を設置するとともに、平成20年1月にコンプライアンスの指導・監督を行う監理室を新設している。さらに、本年6月にはコンプライアンス委員会の構成員に外部有識者を入れたことを確認した。

なお、平成20年度の監事監査において、コンプライアンス態勢の整備状況に係る監査も実施されており、今後、引き続き、コンプライアンス・マニュアルの作成等に着実に取り組むよう対応を求めている等コンプライアンス態勢の整備に向けた取組みが行われている。今後、監事監査においても対応を求められているとおりコンプライアンス・マニュアルの作成に取り組むこと等更なるコンプライアンス態勢の整備の充実が期待される。

- [2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置]について

取組は適切である。

- [3 予算、収支計画及び資金計画]について

- (1) 事業費の縮減については、上記1の(1)のとおりである。

中期目標期間中の当期損益は、法人全体で5億23百万円の利益となり、中期目標期間末の利益剰余金(積立金)は、法人合計で73億79百万円となっており、勘定別の内訳は次のとおりとなっている。

- ・ 農業信用保険勘定では、原油価格や飼料価格の高騰、農産物価格の低迷等の影響を受け、保険金支払が高水準で推移したことから、平成19年度を除き当期損失金を計上し、中期目標期間合計で17億98百万円の赤字となった。この結果、独法化時に承継した45億円の利益剰余金は、平成19年度末には27億34百万円となった。
- ・ 林業信用保証勘定では、木材価格の下落等による林業及び国産材関連の木材産業の低迷により、資金需要が減少し、毎年、保証残高が減少して、保証債務損失引当金戻入が発生した。このため、すべての年度において当期利益金を計上し、中期目標期間合計で30億67百万円の黒字となった。この結果、平成19年度末の利益剰余金は30億67百万円となった。
- ・ 漁業信用保険勘定では、引き続き資源状況の悪化、魚価の低迷に加えて、中期目標期間中に原油価格が3倍以上に高騰したことの影響を受け、平成18年度・19年度に保険金支払等が増加したことから、多額の当期損失金を計上し、中期目標期間合計で10億2百万円の赤字となった。この結果、平成19年度末には繰越欠損金が10億2百万円となった。
- ・ 農業災害補償関係勘定では、職員の削減による人件費の削減を行うなど、一般管理費の抑制を図ったことにより、平成16年度を除くすべての年度において当期利益金を計上し、中期目標期間合計で71百万円の黒字となった。この結果、独法化時に承継した23億63百万円の利益剰余金が、平成19年度末には24億34百万円となった。
- ・ 漁業災害補償関係勘定では、短期借入金の調達に当たり複数の金融機関からの引合いを行ったことによる支払利息の圧縮、一般

管理費の抑制を図ったことにより、すべての年度において当期利益金を計上し、中期目標期間合計で1億84百万円の黒字となった。この結果、独法化時に承継した38百万円の欠損金を解消し、平成19年度末には利益剰余金が1億46百万円となった。

このように利益剰余金の増加要因は、主として外的要因の影響であると考えられるもの又は一般管理費の抑制によるものであり、経費の縮減に取り組んでいる。

(2) 中期目標期間中の各年度において損益計算により生じた利益は、積立金として計上し、目的積立金の申請をしていないが、これは、保証・保険業務において、近年、赤字基調にある中で、保険事故等の発生によって生じた損失の補てんに充てる必要があること、災害貸付業務において、大災害に備え貸付原資として確保しておく必要があるとの法人の判断によるものであり、今後の農林漁業を取り巻く環境や今期における損失の補てんの状況等を踏まえればやむを得ないものと考ええる。

(3) 業務収支の均衡における漁業信用保険の事故率については、求償権の管理・回収の強化に向けた取り組み、事前協議の徹底や事前協議の範囲の拡大等収支改善に向けた取り組みを励行したものの、資源状況の悪化、魚価の低迷に加えて中期目標期間中に原油価格が3倍以上に高騰したことの影響を受け、多額の代位弁済が発生したことから、設定した目標値(1.15%)を上回り、1.51%であった。このように、目標値を上回る結果となった主たる要因は中期目標において配慮することとされている外的要因の影響であると考えられたものの、目標値と実績値の乖離幅を考慮し、B評価とした。

また、求償権の管理・回収については、数値結果が目標をやや下回ったことからB評価とした。なお、数値的な評価はBであるが「求償権の管理・回収、保険料・保証料等の確実な徴収等収支改善に向けた取り組み」については、基金協会との現地協議の実施やサービスの活用等の取組努力が認められることからA評価とした。

なお、中期目標期間に係る業務収支については、原油価格や飼料価格の高騰、農産物価格の低迷等の影響を強く受けたことなどから、支出超過となっており、業務収支の均衡は達成されなかったものの、求償権の管理・回収の強化に向けた取組、その他の収支改善に向けた取組等について、概ね取組努力は認められる。第二期中期目標期間においては、政策目的を阻害することがないように留意しつつ、第二期中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支が黒字化することを目指した取組努力が期待される。

[4 長期借入金の条件]について

取組は適切である。

[5 短期借入金の限度額]について

取組は適切である。

[6 重要な財産の譲渡等の計画]について

取組は適切である。

[7 剰余金の使途]について

該当なし(実績なし)

[8 施設及び設備に関する計画]について

取組は適切である。

[9 人事に関する計画]について

取組は適切である。

[その他]

(1) 第二期中期目標期間において、評価項目については、評価項目の重要度に応じて項目を設定するべきであると考ええる。

(2) 国民の意見を評価に反映させるため、平成20年7月に農林水産省のHPに中期目標期間に係る事業報告書を掲載し、国民からの意見募集を行ったが、当該法人に係る意見は寄せられなかった。

(3) 独立行政法人農林漁業信用基金の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成18年11月27日付け政策評価・独立行政法人評価委員会委員長)により当該法人が指摘を受けた事項については、平成19年度から前倒しで、農業信用保険における部分保証の導入、林業信用保証における保証料率の見直し等が行われており、勧告の方向性を踏まえた積極的な見直しの実施が行われている。また、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)における当該法人について講ずべき措置については、林業寄託業務について平成20年度予算において施業転換資金部分を廃止する等の見直しを実施していること、農業・漁業信用保険における保険料率の見直しのための業務方法書の改正を平成20年3月に実施していること、漁業信用保険において平成20年度から部分保証を導入することとしていること、共済団体等に対する貸付けについて民間融資を促すためにセーフティーネットとしての法人の役割について周知を励行していること、職員用宿舎について他の独立行政法人や国への貸与が可能となるよう平成20年3月に宿舎等貸与規程を改正していること等から、その着実な実施が行われている。

1. 予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
国庫補助金	-	1,132	-	-	-	1,132	-	-	-	-	-	-
運営費交付金	156	156	-	-	156	156	-	-	-	-	-	-
受入事業交付金	1,504	8,409	-	2,190	839	3,306	665	2,913	-	-	-	-
政府補給金受入	907	294	-	-	907	294	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	179	35	-	-	179	35	-	-	-	-	-	-
民間出資金	73	0	-	-	73	0	0	-	-	-	-	-
事業収入	691,771	415,179	208,894	152,135	61,253	41,448	119,113	97,307	234,455	65,533	68,056	58,756
受託事業収入	12	24	-	-	-	11	-	-	12	12	-	-
運用収入	9,990	8,629	4,267	3,642	2,325	1,523	2,519	2,748	866	709	12	6
借入金	314,201	130,735	-	-	16,792	15,542	-	-	224,377	56,896	73,032	58,297
その他の収入	359	273	9	31	24	44	59	167	251	16	15	15
合 計	1,019,152	564,866	213,170	157,998	82,547	63,492	122,358	103,136	459,961	123,166	141,116	117,074

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
事業費	1,031,669	553,733	221,428	158,505	83,722	55,335	126,074	100,320	459,711	122,228	140,734	117,345
一般管理費	10,958	9,056	4,433	3,554	2,964	2,733	2,283	1,710	940	784	338	275
直接業務費	1,853	1,170	1,080	642	414	349	279	129	64	46	16	5
管理業務費	1,693	1,283	510	405	462	421	502	272	138	135	81	51
人件費	7,412	6,603	2,843	2,507	2,088	1,963	1,501	1,310	739	603	241	220
合 計	1,042,628	562,789	225,862	162,058	86,686	58,068	128,356	102,030	460,651	123,012	141,072	117,620

2. 収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経 常 収 益	運営費交付金収益	156	156	-	-	156	156	-	-	-	-	-	-
	補助金等収益	-	817	-	-	-	817	-	-	-	-	-	-
	政府事業交付金収入	1,895	8,071	391	2,377	839	3,289	665	2,406	-	-	-	-
	政府補給金収入	907	294	-	-	907	294	-	-	-	-	-	-
	事業収入	58,062	43,215	39,434	30,714	4,593	1,646	13,272	10,218	271	135	491	501
	受託事業収入	12	23	-	-	-	11	-	-	12	12	-	-
	退職給付引当金戻入	-	23	-	-	-	6	-	-	-	17	-	-
	財務収益	9,947	8,634	4,280	3,638	2,310	1,528	2,516	2,753	828	713	12	2
	引当金等戻入	103,698 (4,027)	9,617	-	2,667	102,152 (3,341)	4,250	1,546 (686)	2,700	-	-	-	-
	雑益	17	68	9	31	7	26	0	4	0	7	1	0
臨時利益	-	114	-	-	-	100	-	-	-	9	-	4	
積立金取崩額	635	-	635	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期総損失	-	-	-	1,798	-	-	-	1,002	-	-	-	-	
合 計	175,328 (75,657)	71,031	44,748	41,225	110,965 (12,154)	12,123	18,000 (17,140)	19,082	1,111	893	504	508	

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経 常 費 用	事業費	62,915 (56,149)	50,604	39,904	36,584	8,446 (1,680)	238	14,553	13,770	12	13	0	-
	一般管理費	11,437	8,623	4,610	3,349	3,204	2,571	2,300	1,663	968	757	354	283
	直接業務費	1,595	975	977	547	414	280	125	103	64	40	16	5
	管理業務費	1,535	1,156	426	359	434	381	477	249	121	122	77	45
	人件費	8,307	6,492	3,208	2,444	2,357	1,910	1,698	1,311	783	595	261	233
	減価償却費	350	338	234	190	5	86	99	50	12	11	0	2
	財務費用	1,126	384	-	3	907	300	-	0	89	41	130	39
	引当金等繰入	99,253 (6,348)	10,553	-	1,096	98,393 (6,348)	5,858	860 (0)	3,599	-	-	-	-
	雑損	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	臨時損失	-	5	-	2	-	3	-	-	-	-	-	-
当期総利益	247	523	-	-	9	3,067	187	-	30	71	20	184	
合 計	175,328 (75,657)	71,031	44,748	41,225	110,965 (12,154)	12,123	18,000 (17,140)	19,082	1,111	893	504	508	

(注) 1. 収支計画は、予算ベースで作成した。

2. 引当金等戻入、事業費及び引当金等繰入の科目において、計画の上段は洗替方式による額で、計画の下段のカッコ書き及び実績欄は差額補充方式による額で、それぞれ計上している。

3. 資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	703,007	433,383	212,772	157,894	64,946	47,760	122,068	102,698	235,137	66,252	68,084	58,779
投資活動による収入	2,259	915	421	21	532	33	289	50	447	217	570	594
財務活動による収入	314,453	130,874	-	-	17,044	15,578	0	104	224,377	56,896	73,032	58,297
前年度からの繰越金	117,187	126,839	51,849	51,942	20,967	27,689	37,644	40,968	6,126	6,207	601	32
合 計	1,136,907	692,011	265,041	209,856	103,489	91,059	160,002	143,820	466,087	129,573	142,287	117,703

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	744,527	445,261	225,658	162,084	83,023	55,701	128,255	102,100	236,220	66,133	71,372	59,244
投資活動による支出	664	69	84	67	-	-	7	1	2	1	571	0
財務活動による支出	297,616	117,894	-	-	3,546	2,612	-	-	224,377	56,896	69,693	58,385
翌年度への繰越金	94,099	128,787	39,299	47,706	16,920	32,746	31,741	41,719	5,488	6,542	651	74
合 計	1,136,907	692,011	265,041	209,856	103,489	91,059	160,002	143,820	466,087	129,573	142,287	117,703

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

業務収支計画及び実績

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
収 益	政府事業交付金収入	1,895	8,065	391	2,377	839	3,282	665	2,406	-	-	-	-
	政府補給金収入	907	294	-	-	907	294	-	-	-	-	-	-
	事業収入	57,980	43,145	39,379	30,595	4,593	1,746	13,244	10,167	271	135	491	501
	受託事業収入	-	11	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-
	引当金等戻入	103,698 (4,027)	5,692	-	716	102,152 (3,341)	4,250	1,546 (686)	726	-	-	-	-
	合 計	164,480 (24,276)	57,206	39,770	33,688	108,491 (9,680)	9,583	15,456 (14,596)	13,299	271	135	491	501
費 用	事業費	62,769 (53)	50,466	39,770	36,458	8,446 (1,680)	238	14,553	13,770	-	-	-	-
	財務費用	1,126	374	-	-	907	294	-	-	89	41	130	39
	引当金等繰入	99,253 (6,348)	9,061	-	386	98,393 (6,348)	5,858	860 (0)	2,816	-	-	-	-
	合 計	163,148 (23,488)	59,901	39,770	36,845	107,746 (8,935)	6,389	15,414 (14,553)	16,586	89	41	130	39
収 支 差	1,331	△ 2,694	-	△ 3,157	745	3,194	42	△ 3,288	182	94	362	462	

- (注) 1. 収支計画は、予算ベースで作成した。
 2. 引当金等戻入、事業費及び引当金等繰入の科目の上段は洗替方式による額で、下段のカッコ書きは差額補充方式による額でそれぞれ計上している。
 3. 事業収入の下段は受託事業収入である。